

大鰯町過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

青森県南津軽郡大鰯町

目 次

1 基本的な事項

(1) 大鰐町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	8
(3) 行財政の状況	1 2
(4) 地域の持続的発展の基本方針	1 9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	2 0
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	2 1
(7) 計画期間	2 1
(8) 公共施設等総合管理計画との整合性	2 1

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	2 2
(2) その対策	2 2
(3) 事業計画	2 3
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	2 3

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	2 4
(2) その対策	2 6
(3) 事業計画	2 9
(4) 産業振興促進事項	3 0
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	3 0

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	3 1
(2) その対策	3 1
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	3 2

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	3 3
(2) その対策	3 4
(3) 事業計画	3 6
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 7

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	3 8
(2) その対策	4 0
(3) 事業計画	4 2
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 3

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	4 4
(2) その対策	4 5
(3) 事業計画	4 6
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 6

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
(3) 事業計画	4 8
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 8

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	4 9
(2) その対策	5 1
(3) 事業計画	5 2
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 2

10 集落の整備

(1) 現況と問題点	5 3
(2) その対策	5 3
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	5 3

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	5 4
(2) その対策	5 4
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	5 4

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	5 5
(2) その対策	5 5
(3) 事業計画	5 5
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 5

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	5 6
(2) その対策	5 6
(3) 事業計画	5 7
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 7

1 基本的な事項

(1) 大鰐町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的条件

(ア) 自然的条件

① 位置と地勢

本町は、青森県南津軽郡の南端にあって、東西 20.5km、南北 16.4km、面積 163.43 km²で県都青森市から約 50 kmに位置し、南は秋田県、北西は弘前市、北及び南東は平川市に接している。

本町の南部は奥羽山脈の北端にあたり、標高 954mの西股山を最高峰として毛無山 (792m)、三ツ森山 (949.4m)、孫左エ門山 (890.7m) 及び甚吉森 (800.3m)、阿闍羅山 (709m) 等 700～900m級の分水嶺があり、北部は津軽平野に向かって徐々に低くなっている。

地域を流れる三ツ目内川及び虹貝川は、平行して北流し平川と合流した後、さらに北西に流下し津軽平野で岩木川に合流している。これらの三河川は流域に沖積地及び河岸段丘を形成し農耕地等が広がっているが、これらは町域の約 1 割にすぎない。

② 気 象

大きくは日本海型気候（夏は短く冬が長い）に属するものの、三方を山に囲まれていることから盆地上の内陸性気候の特性を示し、寒暖の差が大きく、積雪寒冷地帯に属している。

気象状況を過去 10 年間（平成 22 年～令和元年）の記録でみると、気温は年平均 9.1℃で最高値が 35.5℃（平均 33.6℃）、最低値が－17.2℃（平均－14.6℃）となっている。

降水量は平均年間降水量 1,381mm、最大年間降水量 2,037mm と県内では多い方の地域に属している。また、平年の降雪は 11 月下旬から 3 月中旬頃で年平均最大積雪量は 100.4cm になっている。

風は夏には南東より、冬は北西の季節風が吹くが、夏の北東風（ヤマセ）の影響は少ない。

(表1) 気象の推移

区 分	気 温 (°C)			降水量 (mm)		最大積雪 (cm)
	平均	最高値	最低値	総 数	日量最大	
平成 22 年	9.6	33.5	-14.0	2,037	217	82
平成 23 年	8.9	33.2	-15.7	1,395	94	72
平成 24 年	8.9	34.1	-15.3	1,217	79	106
平成 25 年	8.8	31.7	-14.4	1,673	160	130
平成 26 年	8.8	31.9	-16.6	1,464	83	94
平成 27 年	9.7	33.0	-11.1	915	41	144
平成 28 年	9.2	35.5	-14.2	1,199	50	68
平成 29 年	8.6	32.8	-13.5	1,402	75	116
平成 30 年	9.2	35.3	-17.2	1,541	71	102
令和元年	9.6	35.2	-13.7	969	65	90
平 均	9.1	33.6	-14.6	1,381	94	100.4

※降水量については、大鰐、その他については碓ヶ関の地点（出典：気象庁ホームページ）

(イ) 歴史的条件

本町の歴史は古く、人々が定住し生活が営まれたのは、数々の遺跡の発見から縄文時代の頃からと考えられる。

鎌倉時代、津軽は六郡（黒郡、江流末郡、奥法郡、田舎郡、平賀郡、鼻和郡）と外が浜に分かれており、本町は平賀郡に属していた。その後藩制時代になると、津軽は平賀・鼻和・田舎の3庄に分かれ、本町は平賀庄（大鰐、尾崎、和徳、堀越、大光寺、猿賀の6組）に属するようになる。その後、当地域は明治以降の太政官布告（明治6年3月）、官制改正（同8年）、町村組合の廃止（明治17年10月）を経てそれぞれ大鰐村及び蔵館村・石川村となった。さらに町村制が実施され、石川村及び大鰐村は大正12年4月1日に、蔵館村は昭和26年12月1日に、それぞれ石川町・大鰐町・蔵館町に改称された。

昭和29年7月1日には大鰐町と蔵館町が合併し、同32年9月には石川町が弘前市へ合併したが同39年4月1日に大鰐町との生活共同圏内にある八幡館・森山・鯖石集落を編入し現在の大鰐町が誕生した。

本町は、800年以上の長い歴史を誇る津軽最古の大鰐温泉（町の中心を流れる平川流域に湧出）を有し、かつては津軽の奥座敷として多くの湯治客で賑わいをみせた（温泉街は施設の老朽化等で情緒ある温泉街としての面影が薄れつつある）。

また、全国的にもいち早くスキー場開発が行われ、これまでも数多くのオリンピック選手を輩出した歴史ある国内有数のスキー場として、全国レベルのスキー大会が開催されている。

(ウ) 社会的、経済的条件

① 人口及び世帯数

本町の人口は、平成 27 年国勢調査において 9,676 人、男女別人口の内訳は男 4,385 人 (45.3%)、女 5,291 人 (54.7%)、人口密度は 59.2 人/㎢となっており、昭和 35 年の人口 18,777 人と比較すると 55 年間で 9,101 人 (48.5%) の大幅な減少となっている。

この人口減少は、高齢化に伴う自然減によるもののほか、出生率の低下や、若年層の就職等に伴う流出によるものである。

また、世帯数は 3,421 世帯で、1 世帯当たり人員は 2.83 人となっており、人口の減少率に比して、世帯数の減少は緩やかであるが、1 世帯当たり人員でみると、5 人台から 2 人台へと年々減少が続き、核家族化及び家族の小規模化が急激に進行している。

(表 2) 国勢調査人口及び世帯数の推移

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
人口	18,777 人 (17,347 人)	16,307 人	△13.2%	14,751 人	△21.4%	11,921 人	△36.5%	9,676 人	△48.5%
世帯数	(3,592 戸)	4,141 戸	15.3%	4,065 戸	13.2%	3,794 戸	5.6%	3,421 戸	△4.8%
一世帯当 たり人員	5.23 人 (4.83 人)	3.94 人	△24.7%	3.63 人	△30.6%	3.14 人	△40.0%	2.83 人	△45.9%

※増減率は昭和 35 年との比較。

※昭和 35 年 () 内の数値は、八幡館、森山、鯖石集落を含まず。

② 土地利用状況

本町の総面積は 16,343ha で総面積の 68.9%が山林であり、極めて平坦地が少ない状況である。また、農用地が 1,769ha (10.8%)、宅地が 265ha (1.6%)となっている。

(表 3) 土地の利用状況

(単位：ha、%)

	合計	農用地			宅地	山林	その他
		田	畑	計			
総面積	16,343	495	1,274	1,769	265	11,266	3,043
構成比	100.0	3.0	7.8	10.8	1.6	68.9	18.7

(資料：令和 2 年度固定資産価格等の概要調査)

③ 産 業

本町は、古くからりんごと米を基幹作物とする農業、そして温泉とスキーの町として、農業と観光を中心に発展してきたが、バブル経済の崩壊と社会情勢の変化に伴い、農業との兼業化や離農傾向が進み、第1次産業の占める比重は年々低下している。これに対し、消費の多様化や流通の拡大等により、第3次産業の増加が顕著であり、平成27年国勢調査産業別就業人口の構成比で見ると、第1次産業が22.1%（うち農業94.0%）、第2次産業が20.0%、第3次産業が57.5%となっている。

イ 過疎の状況

（ア）人口等の動向

本町の過疎の状況を人口推移からみると、ピークの昭和35年を基準としてみると、昭和50年が2,470人（13.2%）の減少、平成2年が4,026人（21.4%）の減少、平成17年が6,856人（36.5%）の減少、平成27年が9,101人（48.5%）の減少となっており、急激な減少傾向を示している。過疎化の原因は、出生率の低下、地場産業の弱体化に伴う若年労働力の流出によるものである。

また、自然減の影響が大きいことはもとより、特に若年層における流出が顕著であり、このような状況が長らく続いていることから、「地域の担い手」層が少なく、高齢者が多い年齢構成となっている。

（イ）これまでの対策及び現在の課題

本町の基幹産業である農林業は、兼業化や離農傾向が進み農家人口の減少や高齢化など農業構造が大きく変化し、担い手不足や農地の遊休化などが大きな問題となっている。

このため、土地基盤整備及び経営近代化施設の導入等による農業構造の改善に積極的に努めてきたものの、機械化の進展等により生ずる余剰労働力を吸収する雇用の場が少ないため、昭和60年に八幡館及び鯖石の両地区が青森県農村工業導入地区の指定を受け、平成6年までに（株）タムロンをはじめ9社を誘致し、約400人の雇用の場を確保してきた。その後、工場閉鎖または撤退が進み現在では6社となっており、事業規模の縮小及び人員削減により、雇用は176人となっている。今後も進出対象となり得る企業があれば、積極的にアプローチしていく必要がある。

約800年以上の歴史を誇り、かつては賑わいをみせていた温泉街は、経営者の高齢化及び担い手不足、施設の老朽化、利用客の減少などの状況にあり、かつての“情緒ある温泉街”の面影も薄れてきている。

また、競技スキーのメッカとして数々の全国大会や国際大会を開催してきた「大鰐温泉スキー場」を有する本町は、昭和62年に「大鰐リゾート構想」を策定、同年10月に第三セクターを設立し、スキー場の拡張整備、スパガーデン及びウォータースライダーなどの数々の施設を整備し、昭和63年には大鰐あじゃら公園が「リゾ

ートパーク」として指定、平成2年には「津軽岩木リゾート構想」の承認を受けた。この頃は、年間90万人以上の観光客を誘致し、多くの雇用の場を提供してきた。

しかし、バブル経済の崩壊とともに入込客数は激減し、平成8年にはスパガーデン及びウォータースライダーを閉鎖している。

大鰐温泉スキー場も少子化やバブル経済崩壊のあおりを受け、年々来客数も減少していたことから、平成22年度にエリア縮小等の経営方法等を見直し、平成26年度から指定管理者制度を活用して、民間による運営を行っている。

また、商工業については、全体的に家族経営者が多く、車社会への対応や多様化している消費者ニーズへの対応の立ち遅れ等により、購買力の町外流出が進んでいることから、商工会や商店会等との連携を強化し、町内購買力の向上を図る必要がある。

(ウ) 今後の見通し

地方分権の一層の進展、人口減少と少子高齢化など、地方の社会情勢が大きく変容する中、地域固有の資源を活かした個性あるまちづくりを進める必要がある。

基幹産業である農林業をはじめとした第1次産業の更なる魅力向上を目指し、多様な地域資源や観光資源を活かした域外へのPR活動を通じ、本町の魅力を発信し続けていくことにより、産業及び観光業を盛り上げ、それに伴う雇用の創出や所得の向上を図り、町の活性化に繋げていく。

ウ 社会的、経済的発展の方向

(ア) 産業構造の変化

本町の産業構造を就業人口(表4)でみると、平成27年国勢調査で4,783人となっている。その構成比は、第1次産業が22.1%(1,056人)、第2次産業が20.0%(958人)、第3次産業が57.5%(2,752人)で、昭和35年と比較すると、第1次産業が59.2%から22.1%と大幅に低下したのに対して、第2次産業が8.3%から20.0%へ、第3次産業が32.5%から57.5%へと大幅に比重を高めてきている。

本町の産業構造は、りんごと米を主とした農業が中心の第1次産業が減少傾向にあり、第2次及び第3次産業が主流となってきている。

一方、産業別市町村内総生産額(表5)でみると、平成30年の総生産額は231億13百万円であり、平成20年の204億63百万円と比べ13.0%の増加となっている。

これを産業別にみると、第1次産業が7.3%の減少、第2次産業が28.8%の増加、第3次産業が13.0%の増加となっている。

また、産業別市町村内総生産額の構成比では、平成20年には第1次産業が7.7%、第2次産業が11.5%、第3次産業が80.7%であったのに対し、平成30年では第1次産業が6.3%、第2次産業が13.1%、第3次産業が80.5%となっており、第1次産業が微減、第2次産業が微増、第3次産業が大幅に比重を高めてきている状況にある。

(表4) 産業別就業者数の推移 (国勢調査)

(単位: 人)

	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
第 1 次産業	4,783	4,607	4,096	3,203	2,844	2,666	2,310	2,041	1,610	1,362	1,171	1,056
農業	4,308	4,289	3,847	2,943	2,568	2,452	2,158	1,903	1,507	1,289	1,109	993
林業	475	317	240	246	261	206	152	136	103	73	61	63
水産業	0	1	9	14	15	8	0	2	0	0	1	0
第 2 次産業	667	1,028	1,158	1,340	1,667	1,560	1,689	1,670	1,607	1,222	984	958
鉱業	34	19	13	22	22	20	14	9	4	1	2	0
建設業	270	593	649	850	1,135	900	834	913	862	632	442	430
製造業	363	416	496	468	510	640	841	748	741	589	540	528
第 3 次産業	2,627	2,687	2,979	2,969	3,430	3,345	3,511	3,615	3,384	3,376	3,109	2,752
電気・ガス・ 水道業	13	22	22	28	27	20	20	20	31	15	17	10
運輸・通信業	319	391	360	328	358	328	295	342	299	250	218	213
卸売・小売業	1,149	1,063	1,155	1,129	1,358	1,327	1,240	1,280	1,234	976	862	695
金融・保険業	95	87	90	90	96	95	116	101	108	88	74	57
不動産業				3	17	9	13	12	13	12	26	19
サービス業	893	938	1,144	1,157	1,315	1,329	1,583	1,618	1,481	1,859	1,710	1,588
公務	158	186	208	234	259	237	244	242	218	176	202	170
分類不能の産業	4	0	1	17	2	8	1	6	7	5	0	17
合 計	8,081	8,322	8,234	7,529	7,943	7,579	7,511	7,332	6,608	5,965	5,264	4,783

(表5) 産業別市町村内総生産額の推移(市町村民経済計算)

(単位:百万円)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
第1次産業	1,589	1,483	1,797	1,818	1,770	1,850	1,874	1,505	1,570	1,425	1,473
農業	1,546	1,445	1,756	1,774	1,724	1,796	1,812	1,477	1,546	1,402	1,447
林業	43	38	41	44	46	54	62	28	24	23	26
水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2次産業	2,367	2,870	2,492	2,489	2,513	2,896	2,479	2,739	2,531	2,306	3,048
鉱業	25	57	40	37	18	69	68	0	0	0	0
建設業	1,094	1,670	1,354	1,734	1,541	2,018	1,796	1,420	1,461	1,383	1,604
製造業	1,248	1,143	1,098	718	954	809	615	1,319	1,070	923	1,444
第3次産業	16,573	16,116	15,932	15,097	15,743	15,727	16,236	17,142	18,023	18,498	18,724
電気・ガス・ 水道業	684	726	723	648	715	862	810	960	861	821	788
運輸・通信業	1,600	1,496	1,555	1,130	1,578	1,563	1,657	1,856	2,043	1,768	1,750
卸売・小売業	1,405	1,423	1,455	1,503	1,540	1,579	1,776	3,883	4,307	4,851	5,295
金融・保険業	428	392	347	306	285	265	280	332	314	302	273
不動産業	3,662	3,708	3,661	3,617	3,698	3,639	3,664	3,102	3,049	3,120	3,012
サービス業	4,776	4,638	4,517	4,187	4,261	4,349	4,683	2,608	3,109	2,876	2,934
公務	4,018	3,733	3,674	3,706	3,666	3,470	3,366	4,401	4,340	4,760	4,672
小 計	20,529	20,469	20,220	19,403	20,027	20,472	20,588	21,386	22,124	22,239	23,246
控除項目 (税等)	△66	△57	△48	△61	△51	△64	△62	△78	△107	△107	△133
市町村内総生産	20,463	20,412	20,172	19,342	19,976	20,408	20,526	21,308	22,017	22,132	23,113

※単位未満の数値もあるため各項目の和が計と不一致の場合がある。

(イ) 地域の経済的特性

本町は、町内を東北自動車道が縦走し、大鰐弘前インターチェンジがあるほか、県都青森市街地及び青森空港まで約1時間圏内と広域高速交通体系へのアクセスが便利な位置にある。

津軽地域の中核都市弘前市まで、国道7号経由で約20分(12km)、鉄道では、JR奥羽本線大鰐温泉駅から弘前駅まで約10分、弘南鉄道大鰐線は約30分で結ばれている。

生活圏としては、津軽地域の中心である弘前市に隣接していることから、弘前市への日常生活用品の買物客や通勤及び通学者が多く、医療や教育についても依存度は極めて大きいものとなっている。

(ウ) 青森県の基本計画による位置づけ

青森県では、平成30年12月に平成31年度から令和5年度までを計画期間とする「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を策定している。

基本計画では、「生業」と「生活」の好循環により、世界が認める「青森ブランド」を確立することとしており、青森ブランドの具体像として、本県の様々な分野の「生業」と「生活」が生み出す価値が一体となって世界から評価され、県民自身もその価値を誇りに思い、存分に享受している状態を示している。「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」ごとに2030年のめざす姿を示し、実現のために特に重点的に取り組んでいくべき基本的な方向を設定しており、また、地域別においても、2030年のめざす姿、特性と課題、今後5年間の取組みの基本方針と主な取組みを示している。本町の属する中南地域には、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、西目屋村の7市町村が属している。

(エ) 町の社会経済的発展の方向

町では、基幹産業である農業の振興に加え、商業や観光などの分野と連携し、魅力ある地域資源を最大限活用し、地域産業の強化に向けた取組みを推進することとしている。また、まちづくりにおいても、交通施設の整備や交通手段の確保を図るとともに、行政・医療・福祉・生活サービス等の生活利便機能の維持・向上を図ることとしており、あらゆる世代が暮らしやすいまちを目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の総人口(国勢調査人口)は、平成27年には9,676人となり、昭和35年(昭和39年に弘前市から編入となった八幡館、鯖石、森山の三集落を含む)と比較すると9,101人(48.5%)の減少となっている。

その推移を昭和35年より過去10年間ごとにみると、昭和35年から昭和45年にかけては2,053人(10.9%)、昭和55年にかけて412人(2.5%)、昭和55年から平成2年にかけて1,561人(9.6%)、平成2年から平成12年にかけて1,870人(12.7%)、平成12年から平成22年にかけて1,903人(14.8%)の減少となっており、特に昭和

55 年から大幅な減少に転じている。この傾向は、出生数の減少・晩婚化等に伴う年少人口の大幅な減少、地域産業の弱体化による若年層の都市部への流出等によるもので、今後も続くものと考えられる。また、住民基本台帳による人口では、令和 2 年 3 月末現在 9,322 人（男 4,280 人、女 5,042 人）で平成 27 年 3 月末の 10,455 人から 1,133 人の減少となっている。

昭和 35 年から平成 27 年までの年齢階層別人口構成比は、年少人口（0～14 才）が 31.4%（5,897 人）から 8.1%（786 人）と 23.3 ポイントの低下、成年人口（15～64 才）は 56.0%（10,524 人）から 53.1%（5,133 人）と 2.9 ポイントの低下となり、高齢人口（65 才以上）が 4.9%（926 人）から 38.8%（3,755 人）と 33.9 ポイントの大幅な上昇となっている。また、成年人口のうち 15～29 才の若年層は、22.1%（4,158 人）から 9.9%（960 人）と 12.2 ポイントの低下となり、少子化と若年層の流出による高齢化が急激に進行しており、今後もこの傾向が続くと予想される。

大鰐町人口ビジョン【改訂版】に示す戦略人口は、2040 年に 5,892 人、2060 年には 3,936 人になると見込まれている。

イ 産業の推移と動向

本町の就業人口は、総人口の減少とともに年々減少傾向にあり、平成 27 年には 4,783 人となっている。その推移をみると、昭和 40 年から昭和 50 年は 793 人（9.5%）減少し、昭和 50 年から昭和 55 年は 414 人（5.5%）の増加となり上昇に転じたものの、昭和 55 年から平成 27 年は 3,160 人（39.8%）の減少となっている。

就業人口の推移を産業別構成比でみると、第 1 次産業が昭和 40 年の 55.4%（4,607 人）から 22.1%（1,056 人）と大幅に減少したのに対し、第 2 次産業は 12.3%（1,028 人）から 20.0%（958 人）へ、第 3 次産業は 32.3%（2,687 人）から 57.5%（2,752 人）と比重を高めており、第 2 次及び第 3 次産業で約 8 割を占めている。

これは、後継者のいない農家及び小規模農家の離農等による、第 1 次産業就業者の減少に伴う余剰労働力の流入及び製造業・建設業・サービス産業の伸びによる就業機会の増加等によるものであり、今後もこの傾向は続くと予想される。

(表 6) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	18,777 人 (17,347 人)	16,307 人	△13.2%	14,751 人	△21.4%	11,921 人	△36.5%	9,676 人	△48.5%
0 歳～14 歳	(5,897 人)	3,705 人	△37.2%	2,364 人	△59.9%	1,340 人	△77.3%	786 人	△86.7%
15 歳～64 歳	(10,524 人)	10,884 人	3.4%	9,907 人	△5.9%	6,988 人	△33.6%	5,133 人	△51.2%
うち 15 歳～ 29 歳(a)	(4,158 人)	3,417 人	△17.8%	2,515 人	△39.5%	1,538 人	△63.0%	960 人	△76.9%
65 歳以上(b)	(926 人)	1,718 人	85.5%	2,480 人	167.8%	3,593 人	288.0%	3,755 人	305.5%
(a)/総数 若年者比率	(24.0)	21.0	—	17.0	—	12.9	—	9.9	—
(b)/総数 高齢者比率	(5.3)	10.5	—	16.8	—	30.1	—	38.8	—

※増減率は昭和 35 年との比較。

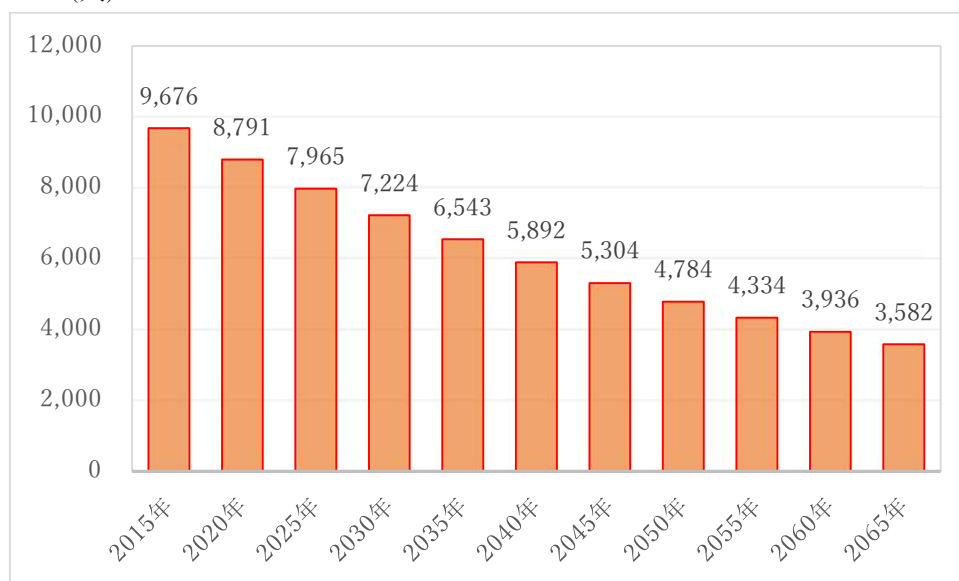
※昭和 35 年 () 内の数値は、八幡館、鯖石、森山集落を含まず。

(表 7) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総数	人 12,682	% —	人 11,694	% —	% △7.8	人 10,455	% —	% △10.6
男	5,890	46.4	5,395	46.1	△8.4	4,831	46.2	△10.5
女	6,792	53.6	6,299	53.9	△7.3	5,624	53.8	△10.7

区 分	令和 2 年 3 月 31 日			令和 3 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 9,322	% —	% △10.8	人 9,106	% —	% △2.3
男	4,280	45.9	△11.5	4,174	45.8	△2.5
女	5,042	54.1	△10.4	4,932	54.2	△2.2

(表 8) 人口の見通し
(人)



(大鰐町人口ビジョン【改訂版】に示す戦略人口)

(表 9) 産業別就業人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
第 1 次産業	4,784 人 (59.2%)	3,120 人 (42.5%)	△34.8%	2,313 人 (30.8%)	△51.7%	1,360 人 (22.8%)	△71.6%	1,057 人 (22.1%)	△77.9%
第 2 次産業	671 人 (8.3%)	1,340 人 (17.8%)	99.7%	1,690 人 (22.5%)	151.9%	1,223 人 (20.5%)	82.3%	957 人 (20.0%)	42.6%
第 3 次産業	2,626 人 (32.5%)	2,966 人 (39.4%)	12.9%	3,508 人 (46.7%)	33.6%	3,376 人 (56.6%)	28.6%	2,750 人 (57.5%)	4.7%

※ () は各区分における就業人口比率、増減率は昭和 35 年との比較を表す。
 ※各区分の実数は、就業人口の総数及び各区分の就業人口比率から算出したもの。

(3) 行財政の状況

ア 行 政

本町では、これまでも財政健全化計画や定員適正化計画などにに基づき、様々な行政改革の取組みを行ってきた。しかし、人口減少、少子高齢化の進行等による社会経済状況の変化、複雑化する地域課題や新型コロナウイルス感染症対策としての新たな行政需要へ対応するため、これまで以上に財政基盤の強化が不可欠となっている。

持続的かつ安定的な財政運営を図るため、定員適正化計画に基づき、引き続き効率的で質の高い行政の実現に向けた取組みを行うこととし、組織機構、事務事業、職員配置の見直しや公共施設への指定管理者制度導入の推進など、行政のスリム化を図り、より少ない経費でより効果的な行政サービスの提供に努めることとしている。

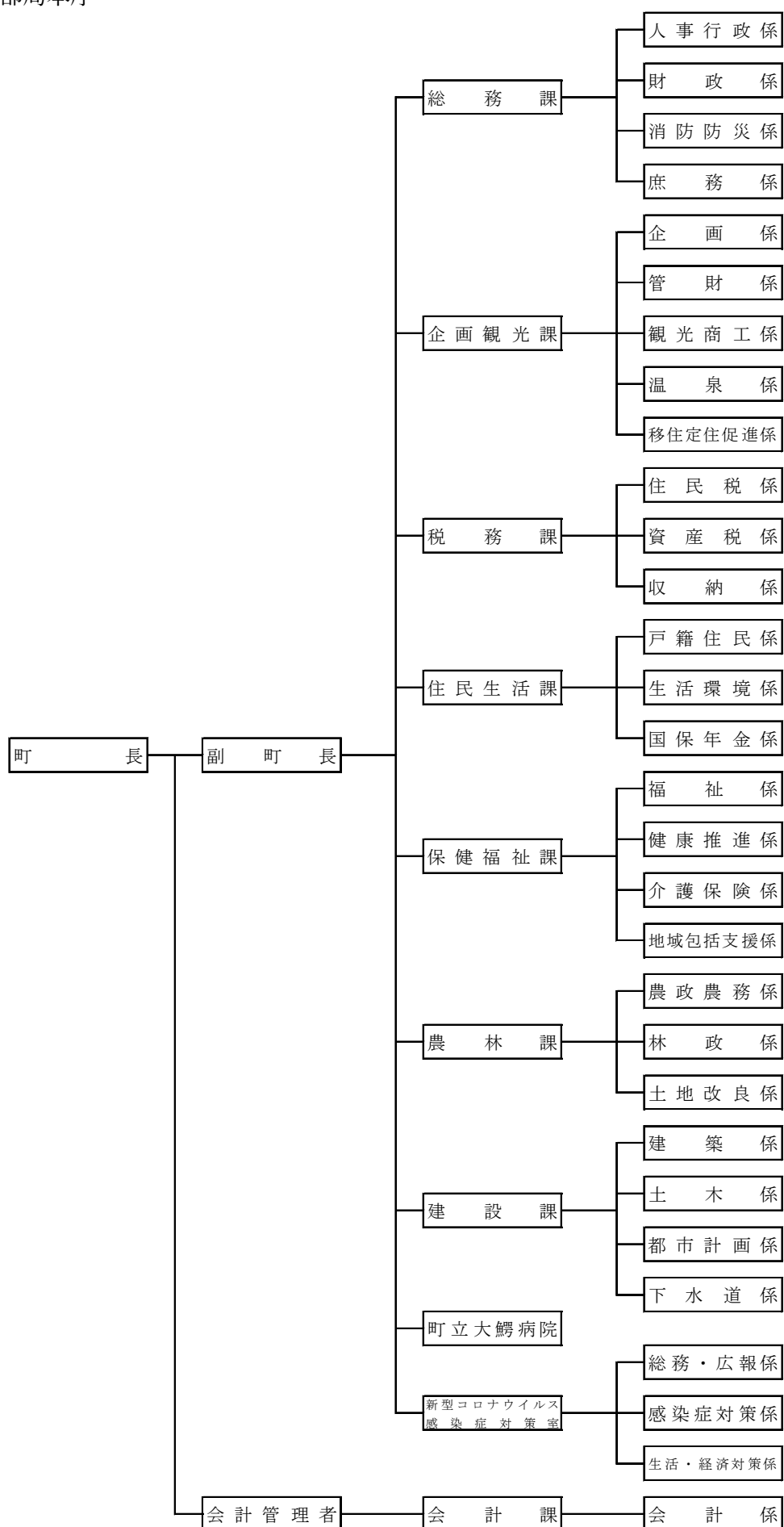
さらに、多様化する町民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、町民と行政が一体となり共に行動できる協働体制の構築に努めなければならない。

また、広域行政としては、行政の多様化及び高度化・広域化に対応するため、近隣市町村で構成する津軽広域連合による介護保険制度の介護認定事務、一部事務組合による広域的事務の取組みとして、消防事務・し尿処理事務・ごみ処理事務・上水道事務等を共同処理し、合理的で効率的な運営に努めている。

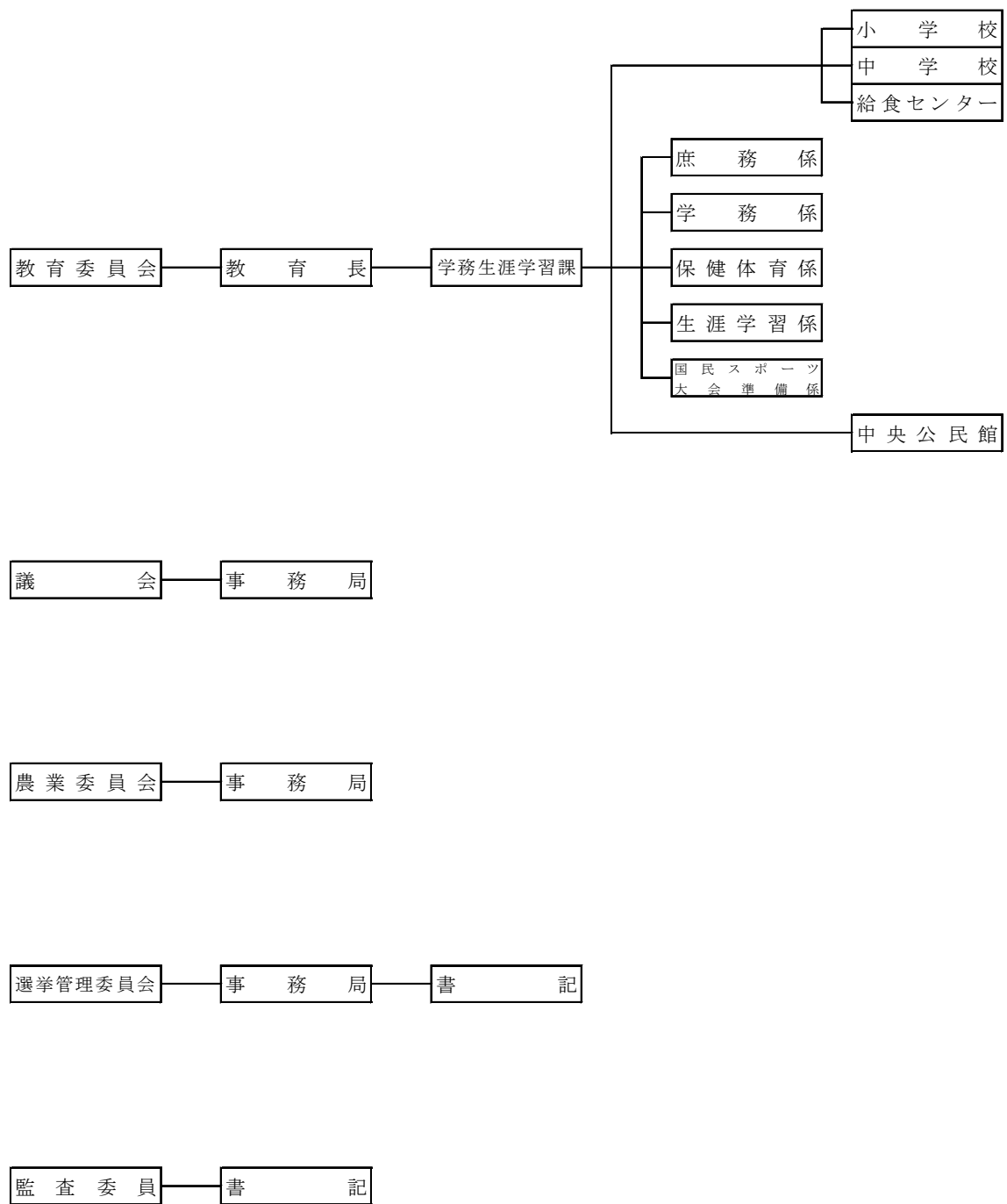
イ 行政組織図

(ア) 長部局本庁

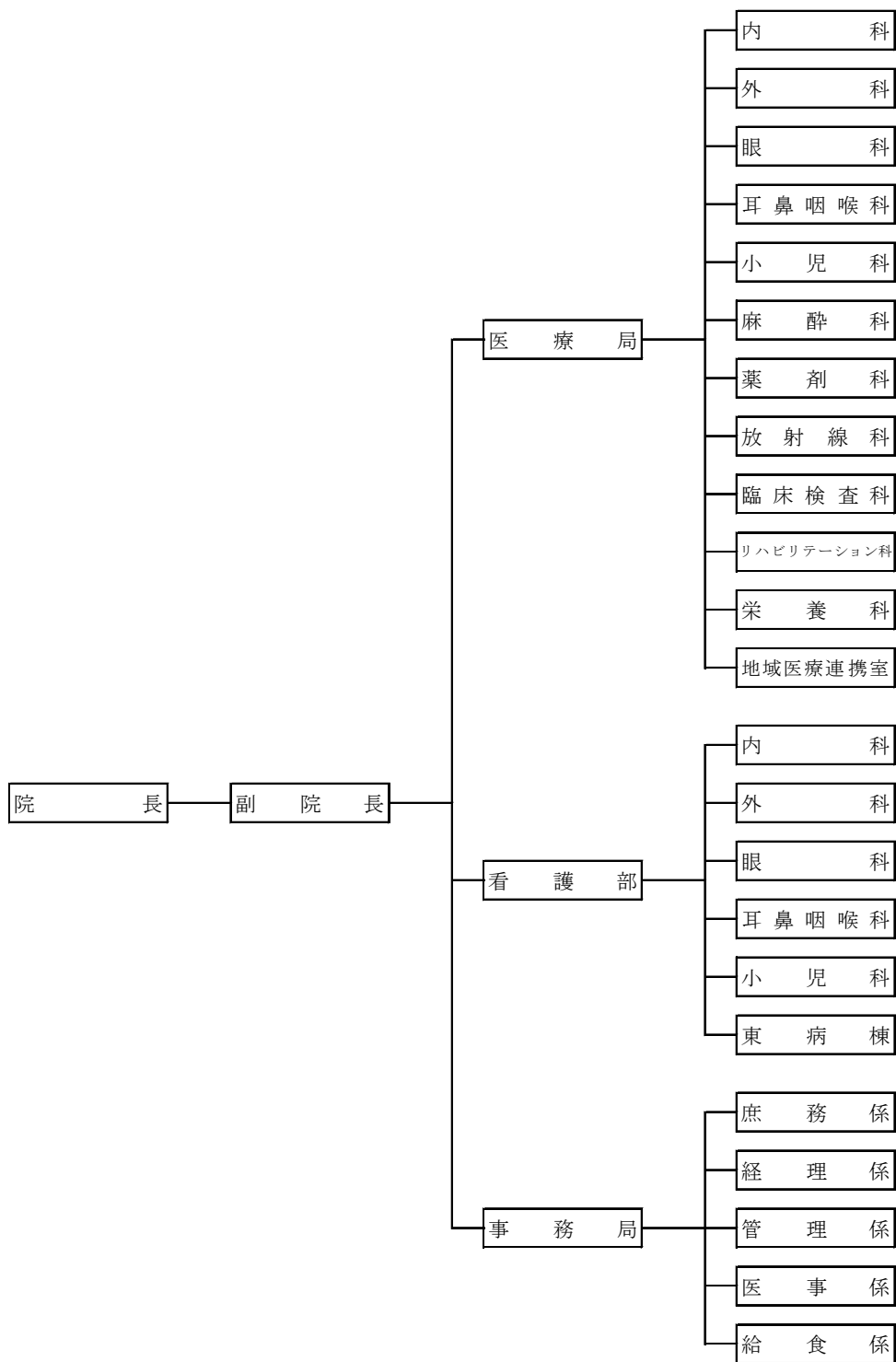
令和3年4月1日現在



(イ) 議会・各種行政委員会



(ウ) 町立大鰐病院



ウ 財 政

本町の財政状況について、過去においては平成 20 年度決算時に、将来負担比率が 392.6%となったため、「大鰐町財政健全化計画」を策定。さらに平成 23 年度には、第三セクターに係る損失補償を履行し、実質公債費比率が早期健全化基準を超えたことから、令和 3 年度までの 13 年間を計画期間として、財政健全化を図ることとなった。

まず、歳入確保策では「固定資産税の税率改正」「家庭ごみ収集の有料化」「未利用財産の売却」等を実施。また、「退職者不補充及び職員給与等の独自削減による人件費削減」「町単独補助金等の削減」「公債費及び普通建設事業費の抑制」「町営施設等管理の見直し」等の歳出削減に努め、平成 27 年 3 月には、計画より 7 年前倒しで財政の早期健全化を完了することとなった。

しかし近年においても厳しい財政運営の現状は好転せず、令和元年度決算状況では、収入総額に占める自主財源の割合は 23.1%、収入全体に占める地方交付税の割合は 48.2%となっており、財政力指数は 0.223 と、未だに自主財源力に乏しい現状である。

この他、少子化による人口減少の深刻化、都市部への人口流出、高齢化による医療・介護の充実など、町民の多様なニーズに対応しながら、自主財源の確保と事務事業の見直しなど、財政健全化に向けた継続的な取り組みが必要である。

また近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に人とモノの移動が停滞し、本町においても飲食宿泊業や販売業を中心に深刻な打撃を受けている。

こういった状況下において、町経済の回復に向け、町の果たすべき責任と役割は以前にも増して大きくなっている。

今後は、生活基盤整備や人口定住促進対策を図りつつ、「大鰐町公共施設等総合管理計画」に基づく、公共施設の長寿命化や更新を行うなど、持続的かつ安定的な財政運営のため、過疎地域及び振興山村等の財政上の特例措置を活用し、豊かな自然環境を守りながら、地域の創意工夫を主軸として、主体性と自主性を活かした地域づくりを推進する。

(表 10) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 2 2 年度	平成 2 7 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,920,206	5,516,345	6,060,840
一 般 財 源	4,183,191	4,218,136	4,354,291
国 庫 支 出 金	681,125	448,336	514,613
都道府県支出金	406,225	351,919	324,229
地 方 債	478,120	324,458	660,079
うち過疎対策事業債	0	94,400	319,900
そ の 他	171,545	173,496	207,628
歳出総額 B	5,617,845	5,336,779	5,763,347
義 務 的 経 費	2,092,803	1,967,034	2,404,563
投 資 的 経 費	455,000	204,063	582,204
うち普通建設事業	331,941	182,490	574,586
そ の 他	3,070,042	3,035,859	2,587,433
過疎対策事業費	0	129,823	189,147
歳入歳出差引額 C (A - B)	302,361	179,566	297,493
翌年度へ繰越すべき財源 D	57,745	703	13,921
実質収支 C - D	244,616	178,863	283,572
財 政 力 指 数	0.231	0.209	0.223
公債費負担比率	—	—	—
実質公債費比率	15.4	21.5	16.5
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.0	86.4	94.7
将来負担比率	323.1	214.9	140.9
地方債現在高	4,369,359	8,841,582	7,765,057

(資料：地方財政状況調査)

エ 施設整備水準等

本町の公共施設については、町民文化系施設（中央公民館、各地区の集会施設等）やスポーツ・レクリエーション施設（地域交流センター、都市公園施設等）、学校教育系施設（小学校、中学校、給食センター等）のほか、総合福祉センター、町立大鰐病院、各地区の消防屯所等が主なものとなっている。

町立大鰐病院については、施設の老朽化により診療所として新しく整備することとしている。

中央公民館については、ユニバーサルデザイン（車椅子用エレベータ、身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されているものの、施設自体の老朽化は激しく、整備が求められている。

オ 主要公共施設等の整備状況

本町の主要公共施設等の整備状況は、次のとおりである。

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末	平成 30 年度末
市町村道						
改良率 (%)	40.2	45.6	53.3	56.5	56.3	58.1
舗装率 (%)	35.8	52.7	63.9	67.0	67.1	68.0
農道延長 (m)	—	—	140,330	137,379	137,379	137,379
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	60.4	77.8	73.1	—	—	—
林道延長 (m)	—	—	25,690	27,399	15,037	15,037
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	—	4.6	4.9	—	—	—
水道普及率 (%)	85.2	85.6	87.2	90.5	91.1	91.8
水洗化率 (%)	—	—	25.8	45.4	51.6	59.3
人口千人当たりの病院、診療 所の病床数 (床)	13.3	14.5	10.3	5.2	5.6	3.1

※「—」の部分については、データ不詳

(注) 1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

改良率＝改良済延長／実延長

舗装率＝舗装済延長／実延長

3 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち、「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また、A から H までについては公共施設状況調の記載要領に、I については一般廃棄物処置事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対課）の記載要領による。

水洗化率＝（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I）／J

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票（市町村用）中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域の指定を受けて以降、生活環境の整備や産業の振興をはじめ、様々な施策に取組み、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、結果として人口減少が加速度的に進んでいることを考えると、移住対策等の最も重要である人口減少に歯止めをかける施策について、直接的にアプローチする取組みが不十分であったと言わざるを得ない。

また、町は、地方税をはじめとする自主財源に乏しく、事業を進める上で地方交付税等に依存せざるを得ない脆弱な財政状況であり、今後さらに財政状況が厳しくなることが懸念される。

「青森県過疎地域持続的発展方針」においては、「過疎地域等をめぐる新たな動きを捉えた人財の確保・育成や雇用機会の拡充、それぞれの地域の豊富な資源を生かした自立的な地域づくりの2つの視点に重点を置いて各種施策に取組むことにより、過疎地域等が人口減少を克服し、地域住民の誰もが、地域で安心して暮らしていくことができる、持続可能な地域となることをめざす。」と基本的な方向を定めている。

大鰐町過疎地域持続的発展計画の基本方針についても、県方針に基づき施策を実施するとともに、「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」を目指し、次の施策に取り組んでいく。

【重点事項】

- | | |
|----------|----------|
| 1 人口減少対策 | 3 子どもの未来 |
| 2 地域の活力 | 4 健康長寿 |

ア 安全・安心で住みやすいまちをつくる

町道並びに農林道の整備及び管理の充実、基幹産業の育成及び生活環境向上の基本的条件であるため、自然環境に配慮し計画的に実施する。

また、防災・減災体制の強化に取組むとともに、地域医療体制の充実や交通安全対策、防犯対策なども踏まえた安全・安心で住みやすい環境を整備する。環境保全については、地球温暖化防止や再生可能エネルギーの利用拡大などに取組み、環境にやさしいまちづくりを推進する。

イ 活力と夢を育むまちをつくる

各産業の振興を図るとともに、持続的発展に向け、特産品の付加価値を高めるとともに、販路拡大や担い手の育成、安全・安心な農産物の生産などに取組み、活気ある産業の振興を図る。

豊富な地域資源や伝統的な文化・風土を磨き上げ、地域の魅力を発信することで、交流人口や関係人口を増やし、人がつながり支えあう地域づくりを推進する。

ウ 心豊かな人を育むまちをつくる

次世代の育成に向けて、ニーズに応じた教育環境の整備を推進する。

全ての子どもたちが安心して育まれるよう、支援を要する子どもたちへのケアをはじめ、家庭、地域と連携しながら、町全体で子育てを支援する仕組みを構築する。

町で育まれた子どもたちが生涯にわたり町を想い、さらには町内に定住し続けたいと思えるよう、ふるさとへの誇りと愛着を醸成する人づくりを進め、未来に繋がるふるさとづくりを推進する。

エ 健やかで笑顔のあるまちをつくる

生活習慣病予防や介護予防などの保健事業の充実を図ることにより、健康長寿のまちを目指すとともに、支援を必要とする全ての町民が適切な福祉サービスを受けることができる体制を整備する。

さらには、生涯学習や文化・芸術活動の充実を図るとともに、スポーツの活性化に取り組むことで、地域の中で人とつながり、生きがいを持った生活ができる環境づくりを推進する。

オ みんなで築くまちをつくる

「持続可能なまち」の実現に向けて、地域づくりや産業振興、福祉など幅広い分野において、町民との連携・協働によるまちづくりを推進する。

また、職員の適正配置や行政サービスの効率化を図るとともに、広域連携を進めることで、効果的に政策を展開していくことのできる仕組みづくりに努める。

【持続的発展のための施策】

ポストコロナ時代を見据えた過疎地域の役割や、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、次の施策に取り組む。

- 1 人の流れを創出するとともに、地域の担い手となる人材の確保・育成
- 2 強みである地域資源の活用
- 3 情報通信基盤の整備・デジタル技術の活用推進

（５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき計画全般に関わる基本目標は、次のとおりとする。

人口に関する目標

▼総人口	数値目標	令和7年度：7,965人
	基準値	令和2年度：8,669人（国勢調査・速報値）
▼純移動数 （転入－転出）	数値目標	令和7年度：転出超過81人未満
	基準値	令和2年度：転出超過71人（住民基本台帳）

▼出生数	数値目標	令和7年度：基準値より増加
	基準値	令和2年度：31人（人口動態統計）

人口に関する目標は、「まち・ひと・しごと創生 第2期大鰐町総合戦略」と整合性を図るものとしている。各種施策を推進することにより人口減少を抑制し、地域の持続的発展を目指す。

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進していくためには、事業の進捗や効果について適切に評価し、その評価に基づき見直しや改善を行うPDCAサイクルが重要となる。

このPDCAサイクルの運用に当たっては、町民をはじめ外部有識者等（産官学金労）で構成される「大鰐町総合戦略推進協議会」による評価を毎年度実施し、必要に応じて計画の改定を行う。

（7）計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

（8）公共施設等総合管理計画との整合性

平成29年2月に策定した、大鰐町公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方について、以下のとおり記載している。

① 新規整備について

町の振興計画を踏まえた上で、住民ニーズと施設の機能重複等を勘案し、新規の公共施設整備に当たっては慎重に整備を検討する。

② 施設の更新（建て替え）について

現状及び将来の利用動向を踏まえ、保有すべき施設については予防保全管理の考えのもと、長寿命化を図りながら施設を維持し、最小限の建て替えを目指す。

③ 施設総量（総床面積）について

老朽化、住民利用度、集客率等を検証しながら施設総量の適正化を目指し、総合管理計画対象期間中において総延床面積18%の削減を目指す。

④ 施設コストの維持管理、運営コストについて

住民サービス水準の維持・向上を図りながら、管理運営に掛かる維持管理費や運営コストの低減を前提にした施設運営を目指す。

本計画においても、上記に記載した総合管理計画と同様の方針で公共施設等を整備することとしていることから、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は総合管理計画に適合している。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

本町は、自然減と社会減の両面から人口減少が進んでいるが、社会減については、進学や就職を契機とした若者の町外流出が大きな要因となっている。中でも女性の町外流出は、出生数の減少につながるなど、将来にわたっての影響が考えられる。

一方、地方に対する関心の高まりにより、青森県への移住者数及び移住相談件数は着実に増加しており、こうした状況を好機と捉え、移住・定住・地域間交流の促進に取り組む必要がある。

イ 人材育成

本格的な人口減少社会や超高齢化時代の到来は、産業の各分野における担い手不足や消費の低迷等による地域経済の縮小、地域コミュニティの機能低下など、本町の社会経済に大きな影響を与えることが懸念されている。

集落機能を維持するためにも、地域を支える新たな担い手の育成に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

(ア) 将来的な地域の担い手を確保するため、移住希望者や民間団体など多様な人材との交流の場づくりを通じて移住の促進や関係人口の拡大に取り組む。

(イ) 移住者や子育て世帯に良好な住環境を提供するため、住宅の取得に対する支援や賃貸家賃等の一部を助成し、移住定住の推進に努める（住宅支援）。また、空き家の家財道具等の処分に係る経費助成や、空き家・空き地バンク制度の利用推進に努め、移住を促進するとともに、転出超過の抑制を図る（空き家対策）。

(ウ) 移住希望者の需要を把握し、ニーズに対応できるよう空き家の情報を収集し発信する。

イ 人材育成

地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成に努める。

指標目標	現状	目標
	令和 2 年度	令和 7 年度
移住相談件数	4 件	1 0 件

(3) 事業計画(令和 3 年度～ 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(1)移住・定住	◆移住・子育て住宅支援事業	町	ソフト
		◆空き家財道具等処分費助成事業	町	ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、当該施設類型ごとの基本方針は定めていないが、施設等の整備にあたっては総合管理計画との整合性を図る。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

本町の農業は、山間冷涼地帯の自然条件により、りんごを基幹作物として米と野菜の複合経営を家族労働力主体に行っている。

総農家数の推移をみると、平成 22 年の 769 戸から年々減少し、令和 2 年には、375 戸まで減少している。なかでも兼業農家が大きなウェイトを占めており小規模農家が多い状況にある。

販売農家における、経営耕地面積は、637ha（令和 2 年）で、その内訳は、樹園地が 364ha、水田が 229a、普通畑が 44ha となっており販売農家 1 戸当たり経営耕地面積は 1.69ha となっている。

販売農家における農業就業人口は、平成 27 年の 1,801 人から令和 2 年の 1,805 人へと、4 人増加している。このうち 15 才から 29 才までの若年層は平成 27 年に比べて 11 名増加、30 才から 64 才までの壮年層は 6 名増加、65 才以上の高齢層は 13 名減少している。

農業就業人口に占める 65 才以上の割合は 56.5%となっており、新規就農者等により若年層及び壮年層の農業就業人口は増加しているものの、依然として農業従事者の高齢化が進んでいる。

また、農業後継者がいる販売農家が少ない状況であることから、近代的・合理的な農業環境の整備、効率的な複合経営の推進、営農組織の強化、中核的担い手の育成及び確保等の対策を講じ、農業所得の向上と新規就農者の定着を図る必要がある。

さらに、中山間地域等の条件が不利な地域における耕作放棄の増加が課題となっており、農業従事者に対するサポート体制の整備が必要である。

イ 林 業

本町の総土地面積は、16,343ha で、森林面積は 12,848ha、78.6%を占めている。森林面積の 40.5%の 5,210ha が民有林となっており、そのうちの 68.7%（3,581ha）がスギ人工林であり、県平均の 56%を上回っている。しかし、8 齢級以上の林分が 4,410ha、率で 84.6%と多くを占め、今後成熟していく資源を健全な状態に育成し、循環させていくことが重要となっている。本町の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地域、広葉樹が広く存する天然生林地域、さらにはレクリエーション等の森林総合利用地域まで多様性に富んだ構成になっており、また森林に対する住民の意識・価値観が多様化していることから、以下のような課題がある。

人工林地域については、適正な保育・間伐に努めるとともに、環境に優しい素材で

ある木材の有効活用を図りつつ、計画的な伐採により、森林づくりから木材利用まで持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっている。

水源涵養機能等を重視した広葉樹が広く存する天然生林地域については、主として天然力により森林を成立させて維持しつつ、必要に応じて景観整備等による適確な保全、管理が重要となっている。

森林総合利用関係施設については、自然との触れ合いの場としての活用が期待されるため、特にあじやら運動公園地区における一体となった施設及び森林の持つ多面的機能の維持、増進を図っていくことが望まれる。

ウ 商 業

本町の商業は、小売業を中心として形成されているが、商店数は年々減少しており、生活基盤の弱体化が懸念されている。経営者の高齢化や後継者不足、兼業化や廃業により、空き店舗が増加し、空洞化が進んでいる。また、人口減少に加え、車社会の進展、大型スーパーの進出、消費者ニーズの高度化、多様化、インターネット通販などの台頭、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、活力を失っている事業者も多い。

今後は、商業者相互の連携や組織の強化を図り、地域の特性を活かした新たな商品づくり、後継者の育成や事業承継、消費者のニーズを的確に踏まえ各産業と連携した商業振興を推進していくほか、新たな起業への支援を拡充するなど、まちの賑わいを創出する事業を展開していく必要がある。

エ 工 業

本町の農工団地には、現在6社の誘致企業が操業し176人が雇用されているが、工場閉鎖や規模縮小が見られるため、雇用の安定と新たな企業誘致の体制づくりが必要である。また、既存の工業は小規模で零細な事業所が多いため、地場産業や人材の育成に努め生産性の向上及び高度技術の導入などにより、工業構造の高度化を図る必要がある。

工業の振興は、若者などの就業機会の拡大や町経済の発展など大きな地域効果が期待されることから、農林業等の他産業との連携を進め、地域産業としての工業の育成を図る必要がある。

オ 観光及びレクリエーション

本町は、約800年以上もの歴史を誇る温泉を有するほか、スキーの町としても長い歴史をもち「いで湯とスキーの町」として広く知られている。温泉街やスキー場のほか、野球場及びラグビー場等スポーツ施設及び野営場も整備されているが、利用者は年々減少傾向にあり集客対策が求められているほか、豊かな自然を活かしたアクティ

ビティや、町内全域或いは津軽圏域を周遊できる体験型観光の確立も必要である。その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による外国人観光客の激減などもあり、災害や社会情勢の影響を受けにくい観光振興施策の推進も求められている。

本町の都市公園の現状は、街区公園 2 ヶ所(約 0.97ha)、地区公園 1 ヶ所(約 3.5ha)、広域公園 1 ヶ所(約 249.9ha※開設区域)で合計約 254.37ha となっており、都市計画人口 1 人当たり約 345.75 m²と全国的にも類のない規模となっているが、スキー場施設及び都市公園施設は、設置後相当の年数を経過しており、施設の転換を含めたりリニューアル及び設備等の更新・追加が必要である。また、町内温泉施設の温泉送配湯管についても劣化が著しく、改修等が急務となっている状況にある。

(2) その対策

ア 農 業

- (ア) 大鰐町農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに基づき、消費者ニーズに対応した米の生産を図ることを基本とし、適地・適作に努め稲作生産コストの低減と良質米生産拡大のため、共同作業や作業受委託の推進及び排水対策や基盤整備等を計画的に実施していく。
- (イ) 農地の流動化を積極的に推進するために、農地中間管理事業等を活用し規模拡大のための資金対策及び技術向上対策を確立するとともに、中核的担い手として他産業からの転職者に対し積極的に支援する。
- (ウ) りんごの老齢樹や欠木・障害樹・土壌の老朽化等によって生産性の低下した園地を積極的に改植及び補植をして若返りを推進する。
- (エ) りんごの生産安定化のため、食味・品質の向上及び品種構成の適正化に努め、栽培の省力化のための無袋栽培・おい化栽培を推進し、増収及び高品質化を図るため気象災害防止施設(防風網、防霜ファン等)の導入をさらに進めるとともに共同防除体制の再編強化を図る。
- (オ) 堆きゅう肥等有機質肥料の利用による地力の増強を図る。
- (カ) 観光産業と連携し観光農園やりんごオーナー制度等を推進し、農産物の加工技術を高め経営の多角化を目指す。
- (キ) りんご等農産物の出荷においては、農協共販体制の強化充実を柱に消費者ニーズの多様化に対応するため、市場動向等情報の収集及び分析に努め、品種構成の適正化を図り P R 活動や新規販売ルートの開拓を推進する。
- (ク) 地域特性を活かした付加価値の高い野菜及び山菜、ハウス野菜・花き等多角的な産地づくりを支援する(大鰐町農業生産施設整備促進事業)。特に大鰐名産として需要が高い「大鰐温泉もやし」については、通年栽培が可能となったため、更なる後継者育成と販売体制の強化に取り組んでいく。

- (ケ) 大型機械の導入・移動時間の短縮による省力化と、増加傾向にある女性及び高齢者等の機械操作に備え計画的な農道整備を推進する。
- (コ) 中山間地域の農業用水路は、未整備のため狭小で蛇行の著しい水路が多く、洪水時には湛水し農地へ被害をおよぼしていることから計画的な整備を推進する（中山間地域総合整備事業）。
- (サ) 中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全、地域環境の向上（景観作物の植栽等）及び都市と農村の交流を推進し地域振興を図る。

イ 林 業

- (ア) 森林資源の維持管理及び作業の効率化を図るため、林道・作業道等の生産基盤整備を推進する。
- (イ) 適切な伐採と造林事業を促進し、保育と間伐施業の徹底を図り、良質な木材資源の育成に努めつつ、私有林及び公有林・国有林との連携と調和による総合的な施策を推進する。
- (ウ) 木材関連産業を活性化するため、高次加工等木材加工業の施設整備を支援し、販路拡大に協力する。

ウ 商 業

- (ア) 商工会の組織強化に努めるとともに、情報収集及び情報交流の場の充実など、商工会活動の一層の充実を促進する。
- (イ) 空き店舗等を積極的に活用し、魅力ある商店街づくりを目指し消費者ニーズに対応した活力ある商業活動の充実を促進する。
- (ウ) 地域の状況や特色を把握し、消費者のニーズに対応した商店会等の共同事業や活性化イベントの開催を支援する。
- (エ) 特産品の開発を促進するため、民間団体と連携し、人材育成を促進するとともに、特産品の販路開拓に努める。
- (オ) 高齢者の福祉施策と連携し、買物支援や移動支援など、地域生活に必要な商業機能を維持する取組みを支援する。

エ 工 業

- (ア) 農工団地の環境整備や新たな工業用地の確保に努め、若年層が定住できるような地域波及効果の高い企業を誘致する。
- (イ) 既存工業の活性化を図るため、商工会と連携し人材の育成及び融資制度を有効活用して設備の近代化を推進する。
- (ウ) 異種産業と連携して、地場産業による特産品の開発及び人材育成を推進する。

オ 観光及びレクリエーション

- (ア) ポストコロナ時代における新たな旅行スタイルや価値観に対応した観光客受入環境の充実を図る。
- (イ) 観光推進体制強化のため、観光団体との連携強化を図る。
- (ウ) 津軽地域 14 市町村で構成される地域連携DMO「C l a n P E O N Y 津軽」の一員として、津軽地域の魅力向上・発信に努める。広域的な連携により、新たな観光ルートの設定や情報発信、広域イベントの開催など広域観光ネットワークの形成を図る。
- (エ) 町民の公園利用促進を図るため、都市公園施設の環境を整備する。その他の観光施設や温泉施設等においても適切な維持修繕管理及び長寿命化を図り、管理運営体制の充実に努める。
- (オ) 人と自然が共生する農山村の魅力を最大限に活かし、地域資源を活用したグリーンツーリズムを促進するとともに、イベントや観光資源を活用しながら、滞在型観光地づくりを図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化及び集約化を図るものとする。

指標目標	現状	目標
	令和 2 年度	令和 7 年度
新規就農者数（累計）	3 2 人	4 0 人
宿泊客数	2 5, 2 2 8 人	3 1, 0 0 0 人

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備 ・農業	◆農業競争力強化農地整備事業 (苦木地区用排水路 L=3,975m、暗渠 30.9ha) ◆農業水路等防災減災事業 (森山地区排水路 L=1,250m) ◆農業施設整備事業(農道・水路等) ◆大鰐町農業生産施設整備促進事業	県 県 町 農業者団体等 (補助金)	
	(3)近代化施設 ・農業	◆中山間地域農業農村総合整備事業 (三ッ目内・居土地区用排水路・農道、元長峰地区排水路 L=9,180m)	県	
	(9)観光又はレクリ エーション	◆地域交流施設改修事業 ◆都市公園管理用機械購入事業 ◆都市公園施設改修事業 ◆温泉施設整備事業	町 町 町 町	
	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 ・第1次産業	◆中山間地域総合整備調査計画策定事業 (事業内容) 農道や用排水施設の老朽化及び環境改善に伴う保全整備に向けて取り組むための調査 (必要性) 農業経営の安定確保 (事業効果) 中山間地域の一体的な生産基盤の保全・整備により、安定した地域所得の確保に繋がる。	町	
	(11)その他	◆中山間地域等直接支払交付金交付事業 ◆多面的機能支払交付金事業 ◆果樹共済加入率向上推進事業	農業者団体等 農業者団体等 農業者団体等	ソフト ソフト ソフト

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進地域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
大鰐町全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり。今後も、定住自立圏の圏域市町村をはじめとした周辺自治体と連携し、産業振興に取り組む。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、老朽化が進んでいるスポーツ・レクリエーション施設及び産業系施設については、長寿命化を図り、大規模修繕計画を検討としている。施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針及び同計画に基づき策定される個別計画と本計画との整合性を図りながら、過疎対策に資する事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 通 信

通信手段としての主体をなす電話については、全町に普及しており、平常時の行政広報及び緊急時の情報伝達手段としては、令和元年度に防災行政無線施設（親局 1、子局 45）をデジタル化整備しており、従来の防災行政無線施設での一部山間地区における難聴・復音個所を改善している。

また、災害時において使用する移動局の携帯用防災無線（基地局 1、携帯型 9、車載型 11）についても、同年のデジタル化整備に伴い、山間部でも交信が可能となるように改善している。

平成 12 年度に整備され、令和 2 年度末に更新された青森県総合防災情報システムは、従来よりも災害情報を幅広く得られ、町からの被害報告等も迅速にできる状況にある。

イ 情報化

これまで高速光通信環境の整備や通信環境の拡大、情報インフラの整備やクラウドシステムの導入等により、利便性の向上及びセキュリティ対策や災害時のデータ保全等を行ってきた。

町全体の情報化を図るためには、高度な専門性を持ったデジタル人材の育成や確保が必要である。

また、行政のスマート化を推進するために、電子申請システムや A I ・ R P A の活用を検討している。

(2) その対策

ア 通 信

防災行政無線施設のデジタル化整備により、情報伝達体系が強化され、それに合わせて難聴及び復音個所の解消が図られているが、今後各地区で難聴及び復音個所が見られる場合は、その都度町民へのヒアリング等を行いながら解消を図っていく。

イ 情報化

(ア) 災害時のデータ保全やセキュリティ強化等の対策として平成 26 年度に移行した基幹系システムの共同クラウド化は、当初 4 市町村で開始したが、現在、7 市町村

での共同利用をしている。今後は、住民情報システムの標準仕様化に向けてクラウド参加市町村と移行に向けた検討を進める。

- (イ) ICTを活用した電子申請システムや、AI・RPA等の導入により、業務の効率化や町民の利便性向上を図る。
- (ウ) ホームページ、防災行政無線や登録制メール等の様々な情報発信ツールを活用することで、迅速かつわかりやすい情報を発信し、町民が情報を取得しやすい環境づくりに努める。
- (エ) 情報リテラシー講習やセキュリティ研修の実施によるデジタル人材の育成や、教育環境におけるICT整備などを幅広く実施することで、町全体のデジタル化推進を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、当該施設類型ごとの基本方針は定めていないが、施設等の整備にあたっては総合管理計画との整合性を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 町 道

町道は417路線あり1、2級町道を中心に年次的に整備を進めており、冬期間の雪道空間確保対策についても町民からの強い要望により、流融雪溝及びロードヒーティング設備（坂道の道路改良を重点）の整備及び小型除雪機械等の貸付けにより実施するほか、町内会ぐるみの協力体制の確保が必要となっている。少子高齢化の進むなかで、高齢者等に配慮した道路づくり及び段差解消等のきめ細かな維持管理が課題である。

また、道路施設の老朽化による事故等が社会問題となっていることから、橋りょうなど道路ストックについて点検し、補修等の安全対策が必要となっている。

イ 農 道

本町の管理農道は、総延長137,379mで3.5m以上の改良農道が2.5%（うち舗装済は2.5%）となっている。そのため97.5%の農道は、幅員が狭く急勾配で且つカーブが多く、大型農業機械の導入及び生産資材・農産物の運搬等に大きな支障をきたしているため、農作業の高能率化と荷傷を少なくするためにも、早急に整備促進を図っていく必要がある。

ウ 林 道

本町の林道は、令和元年度末で民有林林道10路線、総延長15,037mが開設されている。

しかし、木材の伐採搬出及び林産物の輸送機能のほか、林業労働者の機動性及び木材の市場性の向上を図るためには、各路線が連結可能となるよう新規路線の開設を進めるなど、総合的な視野で林道網の整備が必要とされている。

また、作業路の整備は林業機械の導入等による、労働力の軽減及び細やかな森林施業を実施するためにも重要であり、既設の林道及び作業路との調整を図り、その効果が十分発揮できるよう効率的な改善を図る必要がある。

エ 交通の確保

本町における交通機関は、鉄道、高速バス、路線バス、デマンドバスがある。鉄道は、JR奥羽本線大鰐温泉駅から弘前駅まで約10分（1日15本）、弘南鉄道大鰐線は中央弘前駅まで約30分で、1時間ごとに発着している。高速バスは、弘前市と盛岡市

を結ぶ高速バス「ヨーデル号」の高速バス停留所があり利用されている。路線バスは1路線2系統が乗り入れており、1系統が弘前市から碓ヶ関方面へ運行されている。デマンドバスは町内3路線が運行されており、停留所や時刻表の一部改正を定期的に行うことで、利用者は概ね横ばいに推移している。

人口減少や少子高齢化により、公共交通の利用者の減少が予想される中でも、地域住民にとって買物、通院、通勤、通学などの日常生活に欠かせない移動手段である公共交通について、地域全体を考慮した「利用のしやすさ、移動のしやすさ」の確保が重要となっている。

オ 交通安全

道路交通環境の整備など交通安全施策の充実を図る。歩行者等の交通弱者の安全な通行を補助するための区画線、カーブミラー及び道路照明灯などの整備も必要となっている。

(2) その対策

ア 町 道

- (ア) 地域住民の安全と利便性を高めるため、集落間における連絡道路の整備を促進する。また、冬季雪道における除排雪については、機能性、作業性と安全性を確保するため、除雪機械を計画的に更新する。
- (イ) 橋りょうの長寿命化を図るため、計画的な改修事業を推進する。
- (ウ) 防災のため、災害危険箇所の整備を実施し、通行の安全を確保する。
- (エ) バリアフリーに配慮した道路整備を行うため、段差の解消及び側溝の整備等のほか、雪道対策として、流融雪溝やロードヒーティング、除雪機械等の整備を推進する。
- (オ) 道路利用者の安全を図るため、道路ストック（橋りょう等）の点検を計画的に推進する。

イ 農 道

農業機械の普及、大型化及び農業用自動車の増加等により、農道の果たす役割が重要視されており、このため農作物の搬出入の農道新設や幹線農道及び耕作道の拡幅改良舗装や農道橋の保全改修等を計画的に推進する。

ウ 林 道

生活基盤の整備や地域産業の活性化など多様な効果を上げるため、関係機関及び関

係団体と調整を図りながら基幹的な林道整備を推進する。

県営林道「三ツ目内・高野新田線」については、約 900ha の利用区域内森林面積の中に、スギを中心とした森林資源が利用期を迎えており、今後、間伐や主伐等の森林施業を効率的に実施するためには、搬出路となる林道の開設が重要となる。

エ 交通の確保

地域住民が、日常生活に欠かせない買物、通院、通勤、通学などのための移動に困らない地域の実情に合った移動手段の構築を図る。

「利用のしやすさ、移動のしやすさ」に重点を置き、町内の交通機関の交通結節点の改善に取り組むほか、交通弱者に対するドア・トゥー・ドアのサービスの実現を目指し地域住民及び行政・交通事業者・まちづくり団体等が連携し、お互いの長所を活かしながら役割分担し改善に取り組む。

オ 交通安全

(ア) 国道及び県道の交通事故多発箇所の改善要望をする。

(イ) 町道における交通安全施設の積極的な整備を行うほか、交通安全意識の啓蒙を図り総合的な対策を講ずる。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化及び集約化を図るものとする。

指標目標	現状	目標
	令和 2 年度	令和 7 年度
デマンドバス新規会員数	3 6 人	現状維持
流融雪溝の整備延長 (累計)	1 0, 6 4 8. 8 m	1 2, 9 0 0 m

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道路	◆居土折紙線ほか流融雪溝整備事業 ◆苦木中央線流融雪溝整備事業 ◆大鰐高野新田線道路改良事業(新観音橋) ◆交通安全対策事業(白線,ガードレール) ◆湯の街通り線ロードヒーティング整備事業 ◆唐牛裏通り線流融雪溝整備事業	町 町 町 町 町	
	・橋りょう	◆橋りょう長寿命化事業	町	
	(2)農 道	◆農道橋保全対策事業	町	
	(3)林 道	◆三ツ目内・高野新田線林道整備事業	県	
	(8)道路整備機械等	◆除雪機械整備事業	町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 ・交通施設維持	◆道路ストック等点検事業 (事業内容) 道路構造物の点検調査(路面性状調査、 道路附属物点検調査、道路法面工・土工構 造物点検調査) (必要性) 老朽化した道路ストックの長寿命化を 図り、地域住民の安全な交通を確保する 必要がある。また、道路施設等の落下や倒壊 による第三者被害を防止する。 (事業効果) 道路ストックの修繕に係る経費の縮減 を図り、将来にわたり地域の道路網の安全 性・信頼性を確保することができる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、町道などの土木系公共施設については、緊急性や重要性等を勘案して整備を行っていくこととしている。既存の施設については、地域の利用状況等も踏まえ、総合管理計画に定める基本方針及び同計画に基づき策定される個別計画と本計画との整合性を図りながら、過疎対策に資する事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本町は、久吉ダム水道企業団（大鰐町・平川市（碓ヶ関地区）で構成）に加入しており、平成7年4月に久吉ダムから給水を開始している。

令和元年度末における町全体の加入は 4,201 世帯（9,322 人）のうち、3,626 世帯（7,877 人）であり 86.3%を占め、他は簡易水道等による給水である。

簡易水道は、町営の2地区と組合営の1地区で、小規模水道は3地区、他に井戸水による未普及地区が2地区あり、料金格差や施設整備等の問題はあるが、病気及び環境・衛生面への対応など、安心かつ衛生的な生活が維持できるよう努力していく。

イ 下水道

下水道は、町民が安全で快適な生活を営むためのライフラインとして、また、公共用水域の水質保全と良好な水環境を維持していくために、欠くことのできない都市基盤施設である。

本町においても、下水道の整備に対する要望は強いものがあり、多大な資金を投入して下水道整備を推進してきた。

平成2年度に岩木川流域下水道関連公共下水道基本計画を策定し、平成4年度に第1期の事業認可を受け、平成5年度から工事に着手し、平成11年4月から一部供用開始しているが、令和2年3月末の水洗化人口は3,074人（処理人口5,117人、水洗化率60.1%）となっていることから、加入促進をする必要がある。

また、公共下水道整備区域以外の地区については、平成18年度から公共浄化槽等整備推進事業（旧 浄化槽市町村整備推進事業）（市町村設置型）で整備を進め、令和元年度末で377基整備済である。

ウ 廃棄物処理

本町におけるごみ・し尿は、弘前地区環境整備事務組合による処理を行っている。可燃ごみは南部清掃工場で焼却処分しており、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみは、弘前地区環境整備センターで中間処理後に売却可能なものは売却し、それ以外は焼却処分している。また、新聞・雑誌は青森県エコ・リサイクル事業協同組合に直接売却し、中間処理後は製紙会社に売却されている。分別種類は、平成20年10月から9分別11品目となっている。

問題点としては、

1) ごみ処理

- ① 各集積場所に収集不可能なごみが出されることがあり、その処理は各町会に任せているが、苦情や問合せが多数ある。
- ② 高齢者の一人世帯化が進み、ごみ収集場所までごみを持ち運ぶことが困難な高齢者が増えている。
- ③ ごみの不法投棄が多い箇所があり、排出者が不明の場合には、土地管理者が廃棄物を処理しているが、処理費用が多額の場合もあり苦情や問合せが多数寄せられている。

2) し尿処理

下水道区域外は全域浄化槽区域であり、浄化槽設置者の増加に伴い、汲み取りし尿は減少するが、浄化槽汚泥は増加する。

エ 消防救急体制の整備

本町は、常備消防として弘前地区消防事務組合に加入し、大鰐町蔵館地区に東消防署南分署が配置され消防及び救急業務の体制が整備されている。

非常備消防として、1本部・17分団が組織され、令和3年6月時点で団員数286名（条例定数350名）、消防ポンプ自動車11台、小型動力ポンプ付積載車5台、小型動力ポンプ2台を配備している。消防ポンプ自動車は、経年劣化による老朽化に対応するため、令和元年度から計画的に更新している。また、町民の防火意識高揚のため、消防団では、毎年春、秋、年末の火災予防広報を行っているほか、女性消防団では南分署と連携し、避難行動要支援者宅の防火防災診断等の活動を行っている。

消防水利は、防火水槽が71基、消火栓が221基で、現有水利の充足率が91.6%となっており水利施設の増設も検討する必要がある。

オ 住宅等の確保

近年の急速な過疎化による人口減少に伴い、既存住宅の老朽化や空き家が年々増加する傾向にある。危険な空き家が住民生活に大きな影響を与えていることから、空き家に関する施策を推進するとともに、新築住宅や既存住宅における支援等を充実させ、町民が安心して快適に暮らせる住環境を整備する必要がある。

カ 遊休施設

本町には、遊休施設が点在しており、老朽化による倒壊の危険性や、景観上の問題から、利活用の検討及び解体撤去等の必要がある。

(2) その対策

ア 上水道

安全で安定した水の供給確保のため、老朽施設等の長寿命化、災害時における対策強化など課題解決に向けて取り組んでいく。

イ 下水道

污水处理施設の特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化に応じた効率的かつ適正な整備、管理運営を行うべく、公共下水道事業並びに公共浄化槽等整備推進事業により、整備区域の拡大を図るとともに水洗化の普及促進に努める。

ウ 廃棄物処理

1) ごみ処理

- ① 資源ごみ分別収集指導員を資源ごみの収集場所に配置し、分別徹底等の周知を行う。また、分別が不徹底なごみにはステッカーを貼り周知を図る。
- ② 記名式の指定ごみ袋を使用することとしているため、排出者責任が周知されている。今後ともごみの分別の徹底を図っていく。
- ③ 分別ポスターやごみの情報を広報誌等で随時周知する。
- ④ 不法投棄防止対策として、関係機関と連携し投棄者の特定や早期撤去に努める。また、不法投棄現場に抑止看板を設置し注意を促す。
- ⑤ ボランティア等で回収されたごみは、民間の埋立処分場で有料で処理する。

2) し尿処理

- ① 津軽広域連合の施設管理・運営により、事務の効率化を図る。
- ② 下水道、し尿等の中長期的な処理計画を作成する。

エ 消防救急体制の整備

- ① 総合的に充実した消防体制を確保するため、防火水槽及び消火栓を現状の住宅事情を把握したうえで計画的な設置の促進を図る。また、河川等水利の保全改善に努め、消防ポンプ自動車の更新や屯所の改築については、老朽化が著しい地区のものから計画的に更新する。
- ② 消防団員の資質向上を図るため、技術的な消防訓練の充実と若年消防団員の育成を図るとともに、不足している団員の確保に努める。
- ③ 火災予防に対する認識の高揚及び防火意識の啓発のため、幼年消防クラブ・女性消防団・自主防災組織の育成強化に努める。
- ④ 常備消防による普通救命講習を実施し、応急処置の技術を持った人材の育成に努める。

- ⑤ 弘前地区消防事務組合と連携し、常備消防として南分署に配備している、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を計画的に更新する。

オ 住宅の確保

1) 空き家対策【再掲】

- ① 空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策計画の見直しを実施する。
- ② 空き家の家財道具等の処分に要する経費の助成や、空き家の賃貸、売却の希望者と利用希望者とのマッチングを図ることにより空き家・空き地バンク制度の利用推進に努める。

2) 住宅支援【再掲】

- ① 既存住宅の質の向上を図ることにより定住促進が促されるため、新築及び空き家を含む増改等のリフォーム工事に対し費用の一部を助成する。
- ② 木造住宅の耐震性向上を図るため、耐震診断・改修等の普及促進に努める。
- ③ 空き家を借上げ改修し、賃貸住宅として供給する制度や県内外からの移住者への空き家購入、改修等に対する助成制度等の空き家を活用した定住促進に努める。
- ④ 新婚・子育て世帯への支援を強化するために、賃貸住宅の家賃等に対する一部助成制度等により定住促進に努める。

カ 遊休施設

老朽化した遊休施設について、利活用を検討するとともに、基金の積立てにより計画的に解体撤去を実施し、良好な景観及び安心安全な住環境の確保を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化及び集約化を図るものとする。

指標目標	現状	目標
	令和2年度	令和7年度
空き家・空き地バンク 登録件数（累計）	3件	10件

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(2)下水道処理施設			
	・ 公共下水道	◆岩木川流域関連公共下水道整備事業 ◆岩木川流域下水道建設費負担金	町 県	
	・ その他	◆公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)	町	
	(5)消防施設	◆消防防災施設整備事業(消防ポンプ自動車、消防屯所)	町	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業			
	・ 生活	◆水道事業基本計画策定事業 (事業内容) 安全な水の供給確保、老朽施設等の更新、災害時における対策強化など、課題解決に向けて取組むための計画策定に対し支援する。 (必要性) 安全な水の安定供給を確保するため、老朽施設等の耐震度の把握・耐震化が必要である。 (事業効果) 老朽施設等の長寿命化及び安全な水の安定供給を図ることができるとともに、災害時の水道水の確保に繋がる。	久吉ダム 水道企業団 (補助金)	
	・ 危険施設撤去	◆遊休施設解体事業 (事業内容) 老朽化等により活用が困難な遊休施設の解体撤去を行う。 (必要性) 有効活用が困難となっている遊休施設について、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現	町	

		するため、解体撤去を行うことにより、生活環境の危険防止を図る必要がある。 (事業効果) 遊休施設の解体により、地域の安全・安心な生活環境の確保に繋がる。		
	(8)その他	◆岩木川流域下水道維持管理費負担金 ◆ごみ収集運搬委託事業 ◆空き家家財道具等処分費助成事業【再掲】	県 町 町	ソフト ソフト ソフト

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、消防防災施設については、各地区の消防屯所の老朽化が進んでおり、大規模修繕計画を検討するとしている。また、上水道施設については、老朽化した施設の耐震化への更新、下水道施設については、定期的な点検と継続的な維持管理を図るとしており、総合管理計画に定める基本方針及び同計画に基づき策定される個別計画と本計画との整合性を図りながら、過疎対策に資する事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童の福祉

近年、幼児を取り巻く環境は変化しており、本町においても少子化や核家族化の増加により、他世代との生活経験や人間関係の希薄化が課題となっている。

本町には現在、幼保連携型認定こども園が2箇所と民営保育所が2箇所あり、町内の園の入所を希望する者は入所が可能な状況である。しかし、施設の老朽化が進んでいるため、改修等が必要である。

子ども・子育て支援新制度により認定こども園の普及や、今後さらに幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援に総合的に取り組む必要がある。

イ 高齢者の福祉

本町の総人口は、昭和60年の15,313人に対して、平成27年には9,676人に減少し、一方で65歳以上の高齢者人口は、昭和60年の2,213人に対して、平成27年には3,755人に増加、高齢化率は14.5%から38.8%に上昇し、高齢化は急速に進行している。認知症高齢者、一人暮らし高齢者等、介護を必要とする高齢者が増加しており、今後ますます加速する地域全体の高齢化や核家族化の進行を考えると、地域に住む高齢者同士の相互扶助や地域コミュニティの活性化が必要である。

また、高齢化が進行する一方で、生活習慣病による死亡率が高い状況が続いており、健康寿命の延伸が課題となっている。引き続き、高齢者が健康的に暮らすことのできるための取組みが求められている。

高齢者人口の推移（国勢調査）

	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
総人口	15,313人	14,751人	13,990人	12,881人	11,921人	10,978人	9,676人
65歳以上 人口	2,213人	2,480人	2,905人	3,332人	3,593人	3,680人	3,755人
高齢化率	14.5%	16.8%	20.8%	25.9%	30.1%	33.5%	38.8%

ウ 障害者の福祉

本町の障害者手帳交付者数は、身体が500名・知的124名・精神81名の計705名となっており、年齢別でみると65歳以上が半数以上を占め、高齢化も進んでいる状況である。

医療費負担など経済的な問題とともに、公共施設のバリアフリー化など、交通機関を含む施設整備の促進及び障害者の社会参加等の推進が課題となっている。

エ その他の福祉の増進

近年、流動化する社会情勢を背景に、低所得者及び母子（父子）家庭が増加傾向にあり、特に若年層の母子家庭が急増しており、子育てにおいて心理的及び経済的負担が強まっているため、経済的自立と生活意欲の助長を図り、生きがいと安らぎが感じられる生活となるよう配慮する必要がある。そのためには、各種の経済的な援助や福祉活動の充実を図るとともに、地域社会における社会福祉の重要性を町民一人一人が認識することが大切であることから、従来に引き続き支援対策の強化充実を推進する必要がある。

（２）その対策

ア 児童の福祉

- （ア）全ての子どもの健やかな育ちのために、教育・保育の一体的提供を推進する。
- （イ）保護者の就労等の家庭環境に関わらず、同じ年齢の子どもは同じ内容の保育や教育を受けることができるよう多様化する保育ニーズに対応し支援していく。
- （ウ）「子どもとその家庭を守るため」「孤立した保育」とならないためにも、地域社会を構成する全ての人々が子育てに協力できるよう関係機関との連携を強化する。
- （エ）保育所及び認定こども園の施設改修等に対して支援する。

イ 高齢者の福祉

- （ア）高齢者の心身の状況や環境に応じて、適切な介護サービスが提供される体制を構築する。
- （イ）高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりのために、在宅医療と介護連携の推進を図る。
- （ウ）認知症になっても生涯いきいきと暮らせるように、認知症の早期発見・早期予防のための事業の普及啓発など、認知症施策の充実を図る。
- （エ）健康寿命の延伸を図るため、特定健診受診率、各種がん検診受診率の向上に取り組む。また、高齢者が在宅で生きがいをもち、健康な生活ができるように、生活支援サービスの体制を確立し、高齢者の社会参加を進める。
- （オ）高齢者が要支援・要介護状態となることなく、できる限り健康を保持するため、また、要支援・要介護状態となる可能性が高い高齢者に対しては、実態把握を行い、介護予防事業の推進を図る。
- （カ）高齢者福祉の推進拠点として、老人福祉施設の整備を促進する。

ウ 障害者の福祉

- （ア）障がいと障がい者について、広く住民の理解を得るための啓発と広報活動を推進する。
- （イ）公共施設及び住宅環境の整備を促進する。

- (ウ) 福祉的就労の促進を図る。
- (エ) 障がい者に対する、相談及び指導の体制づくりを推進する。
- (オ) 「大鰐町地域自立支援協議会」を活用し、地域における障がい者の生活を支えるための体制を構築する。

エ その他の福祉の増進

弱者救済の基本理念に立脚し、社会福祉協議会の組織の充実強化を図るとともに、町民への啓発活動を行い、関係機関と連携を図り現行の諸制度や大鰐町地域包括支援センターを積極的に活用して推進体制の確立を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化及び集約化を図るものとする。

指標目標	現状	目標
	令和２年度	令和７年度
特定健診受診率	４９．２％	６０．０％
各種がん検診受診率	胃がん：１７．７％ 大腸がん：２４．８％ 肺がん：２１．９％ 子宮頸がん：３２．０％ 乳がん：３０．１％	胃がん：４０％ 大腸がん：４０％ 肺がん：４０％ 子宮頸がん：５０％ 乳がん：５０％

(３) 事業計画(令和３年度～７年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 ・保育所	◆保育所整備支援事業	町	
	(3)高齢者福祉施設 ・老人福祉センター	◆老人福祉センター整備事業	町	

(４) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、老人福祉センターについては、老朽化が進んでおり大規模修繕計画を検討するとしている。施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針及び同計画に基づき策定される個別計画と本計画との整合性を図りながら、過疎対策に資する事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療施設は、町立大鰐病院（診療科目：内科・外科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科）を中心として、歯科診療所を含む5か所の診療所から成っている。

施設によっては、送迎サービスの提供や、在宅患者への訪問看護及び訪問診療等の利便性を図ったり、医療機関相互の連携を密にするなど積極的に地域医療に携わっている。

しかし、隣接する弘前市内には、本町で開設していない診療科目の医療施設もあり、交通の便もよく、医療を受けやすい環境にあるため多くの町民が受診している。

町立大鰐病院は、町内で唯一入院設備を有する医療機関として、休日・夜間などの救急対応を行ってきたが、医療の高度化・複雑化や全県的な医師不足等による医療従事スタッフの確保等、これまでの医療体制を維持することが難しい状況である。

また、施設の老朽化が著しく、本館は昭和41年の建築後54年を経過し、老朽化に加え、現在の耐震基準に適合しておらず、昭和54年の増築棟との動線や医療環境に不具合が生じていることなどにより全面的な改善が必要とされている。

こうしたことから、当町の医療需要に合致するよう事業規模の適正化を図り、真に必要な診療体制を整えながら、現在の施設の改修又は新施設の整備により当町の地域医療を確保していくことが重要である。

(2) その対策

- (ア) 全ての町民が安心して医療サービスが受けられるよう、施設の老朽化が著しい町立大鰐病院を新たに有床診療所として整備する。
- (イ) 必要な時に効率的で質の高い医療が受けられるよう、医師及び看護師の確保と医療機関の機能分担及び連携体制の充実による医療水準の向上を目指す。
- (ウ) 関係各課との連携を強化し、保健・医療・福祉包括ケアシステムの一層の充実による在宅医療の充実等、時代の医療需要に対応した医療体制の構築を目指す。
- (エ) 診療施設及び医療機器等の整備を促進し、高齢者慢性医療に対応する体制の充実を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化及び集約化を図るものとする。

指標目標	現状	目標
	令和 2 年度	令和 7 年度
公立診療所	0 件	1 件

(3) 事業計画(令和 3 年度～ 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1)診療施設 ・診療所	◆診療所整備事業	町	
	・その他	◆医療機器整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、町立大鰐病院については、施設の老朽化が進んでおり、大規模改修又は建て替えを検討する際は、複合化・集約化を図ることとしている。総合管理計画に定める基本方針及び同計画に基づき策定される個別計画と本計画との整合性を図りながら、過疎対策に資する事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 義務教育

(ア) 小学校

平成 27 年 4 月 1 日の統合により、管内の小学校は、大鰐小学校 1 校となった。

児童数は、町の人口減少とともに年々減少し続けている状況にある。

施設面では、大鰐小学校は昭和 60 年度に改築しており、年数の経過とともに補修等が多くなっている状況にある。また、平成 19 年度に実施した耐震診断では、大鰐小学校の屋内体育館が補強工事を要するという結果が出たため、平成 23 年度に耐震補強工事をした。

今後も、児童の良好な教育環境保全のため、施設の老朽化に伴う改修を継続的に実施していく必要がある。

また、グローバル化の進展により、急激な社会的変化の中で、子どもたちが未来を生き抜くための必要な資質・能力を身につけることが求められている。

(イ) 中学校

管内の中学校は、大鰐中学校 1 校で、改築は昭和 55 年度から昭和 57 年度にかけて 3 か年で行われた。

生徒数は、小学校と連動しているので同様に減少傾向にあり、改築初年度の昭和 55 年に 709 人・普通学級が 17 クラス・特別支援学級（当時呼称：特別支援学級）が 2 クラスであったが、令和 2 年度は生徒数が 148 人・普通学級が 6 クラス・特別支援学級が 2 クラスと著しく減少している。大鰐小学校同様、空き教室の活用を模索している状況にある。

施設面では、校舎及び屋内体育館ともに年数を経るごとに補修等が多くなっており、今後も計画的に施設の老朽化に伴う改修を実施する必要がある。

また、高度な情報化や国際化、環境教育に応じた教材等の整備と人的配置が必要とされている。

児童生徒数の推移・推計

(単位：人)

学校名	推 移						推 計				
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
大鰐小学校	340	304	293	289	273	257	248	254	257	252	252
大鰐中学校	218	217	192	172	144	148	139	137	128	139	128

イ 学校給食センター

当センターは、現在地に新築移転してから 20 年が経過し、それに伴い施設内外（外壁、洗浄設備、空調機器、ボイラー蒸気配管、水道配管等）及び調理炊飯機器器具等の経年劣化による補修、改修が必要な状態にある。

加えて、旧センターで使用していた機器、器具等（消毒保管庫、調理用蒸し器他）もあり、それらは、30 年使用しているもので、度々故障する現状にあるが、部品等の調達も困難な物もあることから、計画的に新規導入を図っていかなければならない状況である。

ウ 生涯学習の推進

本町では、町民の学習意欲の高度化及び多様化を的確に把握し、町内の関係機関及び関係団体との共通認識を図ったうえで、町民のニーズに対応した生涯学習の推進体制を整備している。

生涯学習推進事業としては、俳句教室及び学習情報提供のための生涯学習だよりの発行・地域ぐるみのボランティア活動・ふるさと子ども教室・サークルによる自主的活動としての成人講座及び成人大学を開設している。

また、町内在住の書家及び画家・写真家等の作品展の開催、文化協会を中心とする増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会及び文化祭等活発な活動が行われている。今後、さらに町民の学習意欲を高揚させるため、カリキュラムや実施方法に工夫を凝らすなど内容の充実を図りつつ、指導者の発掘及び養成・文化活動の人材育成が必要となっている。

施設面では、生涯学習の主要な活動拠点である中央公民館が、平成 21 年度に実施した耐震診断で建物構造物の一部分に補強を施す必要があるとの結果から、補強工事の実施が必要である。

そのほか、本町には中央公民館内に図書コーナーはあるが、町民のニーズに対応した十分な図書施設としては不十分であり、町民が図書を利用した生涯学習を実現できる環境をさらに充実させる必要がある。平成 27 年度には図書管理のネットワーク化を実施しており、平成 28 年度には、中央公民館、小・中学校の蔵書管理及び借用が電算化された。また、スポーツ施設では、近年スキー場のほか、野球場及びラグビー場や多目的広場等が整備されているが、その一方で、地域スポーツクラブの活動拠点となる専用施設がなく、学校施設を社会体育施設として使用しているのが現状である。しかし、学校施設の使用については、学校行事との兼ね合いから使用日時等に制限が多く、希望どおりに借りられないのが実情である。

エ 体育施設等

体育施設については、スキー場をはじめとして、野球場及びラグビー場や多目的広場が整備されているが、それに付随する施設に老朽化が進んでいるものが見られる状況である。

また、各種大会を運営する組織及び選手強化等が必要となっている。

なお、令和 7 年度には第 80 回国民スポーツ大会冬季大会を予定している。

(2) その対策

ア 義務教育

- ① 大鰐小学校及び大鰐中学校ともに、空き教室の有効的な活用を図る。
- ② 年度ごとに小・中学校の校舎及び屋内体育館・屋外施設の改修を計画的に行う。
- ③ 文部科学省のGIGAスクール構想の実現に向けて、小・中学校ともに学習面においてICTの活用を図る。
- ④ 文部科学省が定めた学習指導要領に沿って、小・中学校の担当者と話し合い必要な教材について計画的な整備を進める。
- ⑤ 小学校統廃合による児童の通学手段及び通学の安全性の確保をはじめ、安全・安心な学校環境及び通学手段の整備を図る。

イ 学校給食センター

給食業務関連機器類及び施設改修については、年度ごとに計画的に整備を行う。

特に、中学校の給食配膳室及び搬入口の改修については衛生管理上必要であることから改修を計画に実施していく。

また、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たさなければならないことから、「地産地消」を積極的に取り入れることで、学校における「食育」の推進を図り、「安心で、美味しい、大鰐町の学校給食」の確立を目指す。

ウ 生涯学習の推進

町民が生涯学習を通じて充実した生活を享受できるように、町行政及び関係機関・各団体等との連携を強化しながら、推進体制の整備及び学習施設の有効利用を図り、町民への情報の提供と啓発活動により、町民各年齢層の学習活動を一層推進する。

また、町民の生涯学習に対する自覚と学習意欲を高めるとともに、指導者の養成及び確保を図り自主的な学習活動を推進する。

さらに、中央公民館の施設については改修工事を実施し、今後も生涯学習の主要な活動拠点の場として活用する。

スポーツにおいても競技力の向上及びスポーツ振興のため、優れた指導者の確保と施設の有効利用を目指す。

閉校した旧小学校施設について、地域住民の生涯学習活動などの場としての利活用についても検討する。

エ 体育施設等

健康とスポーツの促進を図るため、各種大会を開催し「温泉とスキーの町」を広く情報発信することにより、知名度アップと競技人口の拡大を図る。また、スポーツを通じた交流促進を図るため、組織強化、選手育成、老朽設備の更新を進める。

また、令和7年度開催予定の第80回国民スポーツ大会冬季大会開催に向けて、必要に応じ設備の更新・改築を進める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化及び集約化を図るものとする。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	・校舎	◆大鰐小学校施設改修事業 ◆大鰐中学校施設改修事業	町 町	
	・屋内運動施設	◆大鰐小学校体育館改修事業 ◆大鰐中学校体育館改修事業	町 町	
	・スクールバス	◆大鰐小学校スクールバス更新事業 ◆大鰐小学校スクールバス導入事業	町 町	
	・給食施設	◆学校給食センター改修事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等		町	
	・公民館	◆中央公民館改修事業	町	
	・体育施設	◆体育施設整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画においては、小、中学校、公民館いずれも老朽化が進み、教育環境等に影響が出ていることから、大規模修繕について順次計画を検討することとしている。各々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針及び同計画に基づき策定される個別計画と本計画との整合性を図りながら、過疎対策に資する事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、温泉・商店街がある基幹集落を中心として公共施設の整備が進められてきたが、周辺に点在する小規模集落にあっては、基幹集落に比べ、同等の公共サービスが受けられないなどの現状にある。これまで過疎計画により、生活道路を整備するなどして地域住民の利便に努めてきたが、不利な地形的条件や多様化する社会情勢に対応できるよう、今後はさらに、地域の特性を活かした集落整備の検討が必要である。

また、耕作放棄地の増加や鳥獣被害の拡大など「美しく風格ある生活空間」としての集落環境が荒廃しつつあり、美しい農村環境保全の方策について検討が必要である。さらに、人口の減少とともに、集落における世帯数の減少、高齢者のみの世帯やひとり暮らし世帯の増加が顕著であり、地域コミュニティが保持できるよう、移住・定住、関係人口の創出及び地域間交流の推進、地域づくりの担い手育成を推進するとともに、集会所の改修、集落間を結ぶネットワーク整備を進める。

(2) その対策

- (ア) 地域住民の自主的又は主体的なコミュニティ活動に対する助成、及び支援制度の充実に努める。
- (イ) 町民に潤いと安らぎをもたらす公園・緑地の整備を進めるとともに、適正な下水・ごみ処理を推進し、農地・山林の保全対策に努める。
- (ウ) 「地域おこし協力隊」や「集落支援員」の活用による集落を牽引する人材の育成や、関係人口などの多様な主体による地域づくり活動への参加を促進する。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針及び同計画に基づき策定される個別計画と本計画との整合性を図りながら、過疎対策に資する事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 伝統文化の振興

本町の、民俗芸能としては、三ツ目内地区の獅子踊り・居土及び宿川原地区の登山囃子などがあり、各種イベントで活躍するなど貴重な財産となっている。

近年、新規加入者が少なく保存が危ぶまれている状況にあったが、地域の保存関係者の努力で小中学生の後継者が少しずつ増えてきている。今後も、後継者の育成と発表の機会を多くして伝統に対する誇りを持てるように支援をする必要がある。

イ 文化財保護

本町には、重要文化財である大円寺の木造阿弥陀如来坐像をはじめとして、県無形民俗文化財の三ツ目内獅子踊りがある。町指定文化財は登山囃子、蔵館地区から三ツ目内・森山・宿川原・八幡館地区一帯に分散する板碑、居土滝沢のさんすけ、蔵館神岡の高伯寺遺跡及び大鰐温泉源と湯魂石、はぎかつら、居土観音堂のいちょうとかつら、国有林三ツ目内山にある戸和田貴船神社の黒サンショウ魚がある。

これらの文化財の保護活動を支援するとともに、人材育成のため地区の小・中学生に理解を深めるための体験学習を実施する必要がある。

(2) その対策

ア 伝統文化の振興

小・中学生に対して伝統文化への関心を深めるため、学校のクラブ活動や学校週5日制の実施による余暇を活用し、町及び学校・PTA・活動団体・子ども会等が協力・連携した地域ぐるみで取組む体制づくりに対し支援する。

イ 文化財の保護

伝統芸能及び文化財の定期的な保護活動を実施し、貴重な文化遺産として後世に引き継ぐための支援や保護のための文化的資料の収集整備を推進する。

特に、伝統芸能においては後継者の育成が課題となっており、若い世代が取り組める場の設定を講ずる必要がある。また、板碑やその標柱に痛みが見られるため、今後、計画的に修繕する必要がある。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、当該施設類型ごとの基本方針は定めていないが、施設等の整備にあたっては総合管理計画との整合性を図る。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化は、自然災害の要因となるだけでなく、水不足や農業への被害など様々な悪影響を及ぼすことが予測されている。太陽光、風力、地熱、バイオマスなど、自然環境を活用した再生可能エネルギーへの取組みなど環境負荷の軽減に力を入れていくことが重要となる。

本町では、これまで温泉熱を利用した大鰐温泉利用設備導入モデル事業、太陽光を利用した避難施設再生可能エネルギー等導入事業を実施してきたところである。地熱（温泉熱）資源が多いなど、再生可能エネルギーのポテンシャルが高いことから、こうした強みを最大限活かし、産業経済の活性化、新たな雇用創出につなげる取組みを重点的かつ効率的に進めていく必要がある。

(2) その対策

- (ア) 温泉熱を活用したロードヒーティングの拡張整備【再掲】を進めるほか、未利用エネルギーの活用促進に取組み、環境にやさしいまちづくりを推進する。
- (イ) 事業者や民間団体など、多様な主体の連携により、啓発や普及拡大を図る。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(3)その他	◆湯の街通り線ロードヒーティング整備事業【再掲】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、公共施設の整備については、住民サービス水準の維持、向上を図りながら慎重に検討することとしている。公共施設等総合管理計画に定める基本方針及び同計画に基づき策定される個別計画と本計画との整合性を図りながら、過疎対策に資する事業を適切に実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(ア) 自然環境の保全

本町は、総面積の約7割を山林が占めており、豊かな自然環境に恵まれた地域である。この貴重な自然は、町民にとって日常生活を送る上で最も身近なものであり、次世代に継承すべき財産であるため、正しい知識のもとで保全していくことが重要である。

しかしながら、道端や川沿いの生活ごみの散乱、雑草の繁茂など、景観上の阻害要因が散見されることから、さらなる啓蒙活動が必要である。

また、美しい自然環境や豊かな生態系の保全のためには、天然記念物をはじめとした野生鳥獣との共生が必要不可欠であるが、近年の人里への生息範囲の拡大に伴う農作物への被害や人身への直接的な危害も懸念されるため対策が必要である。

(イ) その他

老朽化等により活用が困難な施設については、周辺環境や住民生活への影響を考慮し、計画的に解体撤去を行う必要がある。

(2) その対策

(ア) 自然環境の保全

地域住民や団体が町の自然環境や土地の利用実態等を把握し、自然と共生・調和した地域づくりに関心を持ってもらうことが大切であり、環境保全に関する正しい知識の習得及び理解の促進を図るため、子どもたちへの自然体験学習だけでなく、住民全体で環境問題等について考える機会の創出や情報提供を行っていく取り組みが必要である。

野生鳥獣への対策として、捕獲機材の導入や防護柵の設置等の適切な措置を講じることにより、野生鳥獣との共生に努める。

(イ) その他

老朽化等により活用が困難な遊休施設については、基金の積立てにより、計画的に解体撤去を行うことで、地域の安全・安心な生活環境の確保と景観改善を図る。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	(1)過疎地域持続的 発展特別事業 ・基金積立	◆過疎対策基金積立 (事業内容) 老朽化等により活用が困難な遊休施設の解体撤去を行うため基金積立てするもの。 (必要性) 住民の生活環境に影響を及ぼすことから、遊休施設の解体撤去を効果的・計画的に実施する必要がある。 (事業効果) 基金積立により、遊休施設の解体撤去を効果的・計画的に実施することができる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、当該施設類型ごとの基本方針は定めていないが、施設等の整備にあたっては総合管理計画との整合性を図る。

事業計画(令和3年度～7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	・第1次産業	◆中山間地域総合整備調査計画策定事業 (事業内容) 農道や用排水施設の老朽化及び環境改善に伴う保全整備に向けて取組むための調査 (必要性) 農業経営の安定確保 (事業効果) 中山間地域の一体的な生産基盤の保全・整備により、安定した地域所得の確保に繋がり、持続的な効果が期待できる。	町	中山間地域の一体的な生産基盤の保全・整備により、農業が活性化し農業従事者の所得向上に繋がることから地域の持続的発展に必要な事業である。
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	・交通施設維持	◆道路ストック等点検事業 (事業内容) 道路構造物の点検調査(路面性状調査、道路附属物点検調査、道路法面工・土工構造物点検調査) (必要性) 老朽化した道路ストックの長寿命化を図り、地域住民の安全な交通を確保する必要がある。また、道路施設等の落下や倒壊による第三者被害を防止する。 (事業効果) 道路ストックの修繕に係る経費の縮減を図り、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができ、効果が将来に及ぶ。	町	老朽化した道路ストックの長寿命化を図ることにより、地域住民の安全・安心な生活環境の確保に繋がることから地域の持続的発展に必要な事業である。
5 生活環境 の整備	・生活	◆水道事業基本計画策定事業 (事業内容) 安全な水の供給確保、老朽施設等の更新、災害時における対策強化など、課題解決に向けて取組むための計画策定に対し支援する。 (必要性) 安全な水の安定供給を確保するため、老朽施設等の耐震度の把握・耐	一部事 務組合 (補助金)	安全な水の安定供給確保、老朽施設等の長寿命化を図ることにより、地域住民の安全・安心な生活環境の確保に繋がることから地域の持続的発展に必要な事業である。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	・ 危険施設撤去	震化が必要である。 (事業効果) 老朽施設等の長寿命化及び安全な水の安定供給を図ることができるとともに、災害時の水道水の確保に繋がり、効果が将来に及ぶ。 ◆遊休施設解体事業 (事業内容) 老朽化等により活用が困難な遊休施設の解体撤去を行う。 (必要性) 有効活用が困難となっている遊休施設について、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、解体撤去を行うことにより、生活環境の危険防止を図る必要がある。 (事業効果) 遊休施設の解体により、地域の安全・安心な生活環境の確保に繋がり、将来的な効果が期待できる。	町	活用が困難な遊休施設の解体撤去を行うことにより、地域住民の安全・安心な生活環境の確保に繋がることから地域の持続的発展に必要な事業である。
	・ 基金積立	◆過疎対策基金積立 (事業内容) 老朽化等により活用が困難な遊休施設の解体撤去を行うため基金積立とするもの。 (必要性) 住民の生活環境に影響を及ぼすことから、遊休施設の解体撤去を効果的・計画的に実施する必要がある。 (事業効果) 基金積立により、遊休施設の解体撤去を効果的・計画的に実施することができる。	町	基金積立により遊休施設の解体撤去を効果的・計画的に実施することができ、地域住民の安全・安心な生活環境の確保と景観改善に繋がることから地域の持続的発展に必要な事業である。